

総務常任委員会
予算常任委員会総務分科会

(令和3年12月13日)

○ 山口智也委員長

総務常任委員会を開会いたしますので、事務局はインターネット中継を開始してください。

それでは、本日の審査につきましては6部局ございまして、消防本部、政策推進部、総務部、財政経営部、シティプロモーション部、議会事務局の順に行っていきたいと思えます。

議案以外に協議会としまして消防本部2件、財政経営部1件、シティプロモーション部1件もございまして、よろしくお願ひいたします。

次に、今回の総務常任委員会の中で所管事務調査を行うかどうかを確認したいと思えます。

実施について、何かご意見がおありの方はご発言をお願いいたします。

なお、休会中の所管事務調査については、後ほどお諮りしたいと思います。

(なし)

○ 山口智也委員長

特にご意見もございませんので、所管事務調査は実施しないということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

それでは、所管事務調査については実施しないことといたします。

それでは、これより消防本部に係る議案の審査に入ります。

まず、消防長よりご挨拶をお願いいたします。

○ 人見消防長

皆さん、改めましておはようございます。消防長の人見でございます。

本日は総務常任委員会のトップバッターということで、どうぞよろしく申し上げます。
座って失礼します。

今回消防本部といたしましては、まず、予算常任委員会、こちらのほうで債務負担行為の補正が1件、そして、また、その後、協議会といたしまして消防団員の報酬に関する条例の改正、そして、これまで検討を重ねてまいりました防災教育センター、そちらのリニューアルについての基本構想を取りまとめさせていただきましたので、その概要についてご説明をさせていただきたいと思っております。

説明に入ります前に、現在の火災、そして、救急の発生状況について簡単にご報告をさせていただきます。

火災につきましては、昨日までの件数が73件、昨年の87件と比較しまして大幅に減少しております。

これはコロナ禍によります人流、人々の活動、そちらの低下が原因ではないかということで推測しておりますが、緊急事態宣言などに伴う飲食店などの時短営業、そうしたことも影響があるのではないかということで推察しているところでございます。

また、救急につきましては、昨日で1万3563件と昨年より700件ほど増加をしておる状況でございます。これは8月にピークを迎えましたコロナの第5波、こちらによる影響が大きいというふうに推測をしておるところでございます。

現在のところ新型コロナウイルスに起因する搬送自体は件数がゼロを継続しておりますが、オミクロン株、新しい感染拡大が懸念をされておりました、今後年末の人流の増える時期を迎えるに当たりまして救急体制の強化充実、こういったことで対応を図ってまいりたいと考えております。

最後になりますが、12月10日から念願でありました北部分署、南部分署、この2隊運用、これが正式に運用を開始することができました。

これまで消防車が出動していると救急車が出られないとか、救急車が出ていると消防車が出られない、そのような状況でございましたが、今後は24時間全ての緊急車両が出動できる、そういう体制が整ったということになります。

南部、北部の分署につきましては、開所後、当初の出動予測を上回る出動件数がありまして、先に開所いたしました中央分署に匹敵するような、そういう出動件数となりました。

今回の体制強化によりまして、市内の中央部、八郷地区や四郷地区などを中心に市内の消防力が大幅に増強された、強化されたものというふうに考えております。

また、最後になります。最近全国各地で比較的規模の大きな地震が発生しております。警戒されております南海トラフ地震など、その被害軽減、こちらをにらみつつ、さらなる体制の強化、こういったことに取り組んで市民の皆さんが安心して暮らせる消防体制の確立、そういったことに取り組んでまいりたいと思います。

本日もどうかよろしく願いいたします。

以上です。

○ 山口智也委員長

ありがとうございました。

議案第41号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第8号）

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 山口智也委員長

それでは、予算常任委員会総務分科会として議案第41号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）についてを議題といたします。

本件について、資料の説明を求めます。

○ 小谷総務課長

おはようございます。総務課長、小谷でございます。

私のほうから債務負担をお願いするものについて説明をさせていただきます。

資料につきましては、総務常任委員会資料の中の107番、令和3年度11月補正予算参考資料をお開きください。

そちらの87分の77になります。

○ 山口智也委員長

よろしいでしょうか。

それでは、お願いいたします。

○ 小谷総務課長

こちらは全体としては業務事務処理等に委託に要する経費のうち、消防本部でお願いしているものが寝具取替え及び乾燥消毒業務委託というもので、ページの最下段になります。

消防署で勤務する交代勤務職員用の寝具を毎年この時期にお願いするものでございます。

300セットを各消防署、分署に配置いたしまして、先ほど申し上げました南部、北部の2隊運用の分も含めた今の数となっております。

300セットをお願いするものでございまして、債務負担行為限度額といたしましては、1156万1000円となっております。

期間としては令和3年度から令和4年度ということでございます。

資料の説明は以上でございます。

○ 山口智也委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

消防本部の補正はこの1件でございますので、ご質疑がございましたら挙手にてご発言願います。

○ 加納康樹委員

せっかくの機会ですので教えてほしいんですが、その寝具の取替えというところで、カバー類の交換とかというのは大体イメージがつくんですけども、寝具だから布団そのものの、枕だったりというのも書いていますけど、これらの交換、乾燥というのはどんなスパンで行われているのかというのをざっと教えていただけると。

○ 小谷総務課長

総務課長、小谷でございます。

寝具につきましては、基本的なセットは夏布団、冬布団、敷布団、それと毛布というものでございまして、夏から大体、冬はちょっと除いて、毛布は除いて2週に1回、乾燥、消毒ということで交換していただいておりますもので、まるっと交換していただいて業者さんに持って帰っていただいて、乾燥、消毒したものをまた、持ってきてもらうということでございます。

○ 加納康樹委員

ですので、この日々署のほうで、天日に干したりとか、そんな作業は一切必要がないということですのでよろしいですか。

○ 小谷総務課長

総務課長、小谷でございます。

3日に1回の勤務になりますもので、大体2週間でいっても4日ぐらいしか使わないものですから、消防署で天日干しするとか、ご家庭でやるようなことはいたしておりません。

以上でございます。

○ 加納康樹委員

分かりました。

○ 森 康哲委員

この中には多分入っていないと思うんですけど、救急車とかで使う毛布とか、そういうストレッチャーに積み込むような寝具に似たようなものがあると思うんですけど、それはここには入っていないくて、また、別のところで発生しているんですか。

○ 小住消防救急課長

消防救急課長の小住でございます。

救急車で使用しております毛布につきましては、救急隊員のほうでその都度、洗濯等、天日干し等も実施をさせていただいておる次第でございます。

以上でございます。

○ 森 康哲委員

今の説明ですと職員の方が、自主的にやられているということだと思うんですけど、消毒等とかもあるので、そういう予算を今まで取られていないということなんですか。

○ 小谷総務課長

総務課長、小谷でございます。

ちょっと説明不足で申し訳ございません。

別途、救急車用の毛布とか、そのカバー、それと今はあまり着ないですけど白衣、そういったものは別途クリーニングの予算を取らせていただいております、適宜交換はさせていただきますところでございます。

○ 森 康哲委員

特に救急車なんかは、毎回患者さんを搬送するときに使うものなので、かなりの数とか、消毒する頻度とかあると思うので、また、後日でもいいのでその資料だけお願いしたい。よろしいでしょうか。

○ 山口智也委員長

資料の用意をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員

あまり分からなくて、ずれておいたら申し訳ないんですが、この寝具等はどこの所有物なんでしょうか。

○ 小谷総務課長

総務課長、小谷でございます。

こちらは業者さんの持ち物になっておりまして、それを一時的に置いていただいて使って返す、そういったものの繰り返しでございます。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員

そうするとレンタル契約なのか、リース契約なのか。契約はどのような手法で契約されるておるんでしょうか。

○ 小谷総務課長

総務課長、小谷でございます。

こちらリースといった契約ではなくて、消防署に布団を置いていただいて、乾燥、消毒

というものを繰り返してやっていただくという形の契約となっていてございまして、契約上はリースとか、そういった表現はちょっと使っていないところでございます。

○ 伊藤嗣也委員

よく専門の業者さんがあるんです。

布団、寝具等々を旅館とかに貸し出しておるんですけれども、また、全然違う手法なんですか。

要は僕、あまり詳しくないんですけど、どういう契約なのかなというのを。全然いいんですよ。これがあかんのじゃなくて、契約方法が見えないもので。

○ 小谷総務課長

総務課長、小谷でございます。

契約方法につきましては、先ほど申し上げましたとおり布団を置いていただいて、乾燥、消毒というのをひっくるめたトータルの契約になってございまして、ちょっと逆に私も旅館とかホテルとかでやっている契約内容がリース、消毒とかというのがどこまで入っているか分からないところではございますけれども、いつも市内、市外の業者さん含めて5者ほど指名させていただいておりますので、その中にはホテルとかでやっている業者さんもあるかと思っておりますけれども、ちょっと私のところで申し訳ございません、今現在ホテルとかがどういう契約になっているかちょっと把握しておりませんので申し訳ございません。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとう。

この程度しておきますけど、あまり変わらないと思うんです。

何日間かというて、3日間なら3日間で持って行って、また、持ってくる。それが連続していくというだけのことだと思いますので、よう似た方法だと思いますので。この程度にとどめておきます。

○ 山口智也委員長

他にご質疑ございますでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、質疑もございませんので、これより討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 山口智也委員長

別段ございませんので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。なお、全体会に送るか否かは採決の後にお諮りいたします。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第41号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

それでは、全体会審査に送るべき事項について確認いたします。

全体会審査に送るべき事項について、ご提案ございますでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、全体会送りなしとさせていただきます。

[以上の経過により、議案第41号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

10 : 09 休憩

11 : 02 再開

○ 山口智也委員長

それでは、少し早いですがけれども、皆さんお集まりいただきましたので再開させていただきます。

それでは、これより政策推進部に係る議案の審査に入ります。

まず、部長よりご挨拶をお願いいたします。

○ 佐藤政策推進部長

みなさん、おはようございます。

本日政策推進部のほうでございますけれども、補正予算のほう2点お願いしております。

1点目はコロナのワクチンの3回目接種に関係します今年度分の補正予算でございます。

それから、もう一点、四日市港管理組合の負担金といたしまして管理組合の人件費補正なんかも含めましての減額補正がございますので、ひとつよろしくをお願いいたします。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

議案第41号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第8号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

第4目 予防費

第8款 土木費

第5項 港湾費

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 山口智也委員長

それでは、予算常任委員会総務分科会として議案第41号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第4款衛生費、第1項保健衛生費、第4目予防費、第8款土木費、第5項港湾費、第3条債務負担行為の補正（関係部分）についてを議題といたします。

本件について、資料の説明を求めます。

○ 矢澤新型コロナウイルス感染症対策室長

新型コロナウイルス感染症対策室の矢澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうからは衛生費と債務負担行為の補正についてご説明差し上げます。

今まで見ていただいた総務常任委員会のところの201_補正予算資料（政策推進部）というところをお開きください。

表紙と目次とございまして、3ページから我々の対策室の資料となります。

よろしいでしょうか。

説明させていただきます。

新型コロナウイルスワクチン追加接種等に係る事業ということで、2事業について補正を行うものです。

目的は新型コロナワクチンの接種体制を継続するとともに、3回目接種、こちらの国の方針を踏まえまして追加接種の対象者に対して円滑なワクチン接種が行えるよう本市の接種体制の整備を図ってまいります。

追加接種、3回目接種についてです。

まだまだちょっと国からの情報も変わる部分もありますので、現時点で分かっているところでご説明差し上げます。

まず、対象者ですが、2回目接種を完了した18歳以上の全ての市民、接種時期、原則2回目接種完了から8か月以上経過後に3回目を行うということになります。

こちらのほう岸田総理の所信表明であったり、それを受けた国の方針の中で今話として出ているのはこのモデルナワクチンを活用して8か月を待たずにできる限り前倒ししますという岸田総理の話を受けて、今国のほうで前倒しの範囲、方法というのを今検討いただいております。

ただ、現時点では8か月たたないと3回目接種は打てないということになっております。

次に、ワクチンでございます。

ファイザー社製、今後武田モデルナ社製も承認される見込みになっております。

早ければ今週にでも厚生労働省でその承認がされるか否かの審議がなされるというふう
に聞いております。

次に、スケジュールでございます。

追加接種数の試算ということで、網かけのかかっております上が見込み、下が2回目
が終わった実績となっておりまして、一番左でいきますと令和3年の12月、今月でございま
すが、今月打たれる方が実績、今年の3月に打たれた方が2回目終わっておりますので、
その方の3回目の試算ということになっております。

米印になりますが、こちらに関して既に12月分と来月分のワクチン供給というのは国か
ら届いております、約1万回分が届いております。

今後につきましては、ここに記載ございませんが今年度分として約8万5000回分のワク
チンが本市に届くというのが国から連絡が届いております。

続いて、接種券の発送でございます。

2回目接種から8か月以上経過した方が対象となります。

追加接種実施月の1日時点の該当者を抽出すると。追加接種実施月の前月1日からデー
タ抽出、印刷、封入、封緘作業を行いまして、前月中旬には接種券の発送を行う予定をし
ております。

これもなるべく今医療従事者の方の接種が対象ですが、早めに接種券を前倒しできるよ
うにこの縦の列でいきますと5月31日以前に打たれた方、2回目接種ですね。この方を何
とか今、今月22日には接種券を配れるようにして、医療従事者の方に接種券を届けて、3
回目接種に備えていただくというような形で前倒しの作業をしておるところでございます。

次、4ページをお願いいたします。

これは3回目接種のやり方になりますが、集団接種と個別接種というところで、1、2
回目と同様、3回目接種は集団と個別、両方において進めてまいりたいと思っております。

既に2回目接種完了した方、接種から8か月以上経過した医療従事者の方から勤務する
医療機関であったり、場合によっては、自分の病院で打てない場合は集団接種というのを
それぞれ12月、1月に設けさせていただいて、まずは医療従事者の方の接種を進めてま
いるところでございます。

既に一部の基幹病院さんでは先週、今週と接種が始まっておるところでございます。

集団接種につきましては、1、2回目の接種の会場として常設できるというところであったり、空調が完備されているというようなところ、ある程度の広さがあることで効率性を勘案できるということで、次の5会場、中消防署中央分署、ヘルスプラザ、じばさん三重、イオンタウン四日市泊、中央第2体育館、この5会場を想定しております。

同じく個別接種につきましては、先ほど申し上げましたとおり8か月たったお医者さんのほうから順次接種を進めておるところでございます。12月、1月にはおおむね打ち終わるというところで、今医師会の皆様とも2月には個別接種がスタートできるような準備を進めておるところでございます。

同じく集団接種にも同様の時期を今検討しておるところでございます。

1点ちょっと補足で、こちらにはないんですが、1回目、2回目、ファイザー社のワクチンとモデルナのワクチン、ファイザー社のほうが大体86、モデルナが14という86対14という比率に対して、先ほど3月末までで8万5000回のワクチンが来ると申し上げましたが、こちらが今国から示されている比率がおおむね6対4ということで、先日、堀内ワクチン大臣からもそういう比率になるということでございました。

かつモデルナのワクチンが一つの瓶から3回目からは15人分を取るという想定になってまいりますので、なかなか個別の医療機関さんではモデルナは難しいだろうというところもございますので、現在集団接種においてモデルナを中心に使うと、個別接種においてファイザー社製のワクチンということをご想定しております。

続いて、5番ですね。補正予算額についてご説明いたします。

トータルは6億8600万円ということで、財源内訳、国庫支出金と県支出金、あと、その他特財で3町負担金でございますが、こちらは後ほど説明しますコールセンターであったり、予約システム、こちらが1市3町共通のものを使っておりますので、3町分の負担金というのが入っております。

ということで、財源については以上でございます。

続いて、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費といたしまして4億8900万円余り上げさせていただいております。

まずは二つ委託業務がございます。一つ目はワクチン接種支援業務委託ということで、コールセンターであったり、窓口業務、予約システム等の作業を委託するものでございまして1億5300万円余となっております。

続きまして、集団接種会場の設営・運營業務の委託でございます。こちらは先ほど申

し上げました5会場であったりというところの集団接種会場の企画であったり、設営、撤去、運営等の業務を委託するものでございまして、1億300万円余となっております。

3番目がこちらが県支出金が財源となってまいります集団接種会場に医療従事者の派遣を行っていただきます医療機関様への協力金となっております1億600万円余となっております。

こちらは時間外、休日に市の主催する集団接種会場へ医師、看護師を派遣していただいた医療機関に時間当たり医師7550円、看護師は2760円と、この額を医療機関に支給するものでございます。

あと、確保事業の最後でございます。その他、1億2600万円余と挙げておりますが、いわゆる器具であったり、保冷バック等の消耗品、会場で使うような衛生用品である消耗品、あと、注射の筒、シリンジと言われるような医薬材料品とか、郵便料、あとはコールセンターの電話代、先生方が執務していただく保険代とか、等になってしまいますが、あと、職員の我々対策室分の令和3年度分の職員であったり、会場で兼務の職員の時間外手当、こちら6000万円余となっております。その他、集団接種の会場使用料等合わせて1億2600万円余となっております。

続いて、2番、新型コロナウイルスワクチン接種事業費1億9600万円余となっております。

二つございまして、一つは集団接種に従事いただいております医療従事者、医師、看護師、薬剤師への報償費でございます。単価は全て時間当たりでございます。

医師が1万4000円、看護師5000円、薬剤師7500円となっております、合わせまして5400万円余となっております。

個別接種、こちらの集団接種と両輪でやっております個別接種に係る費用でございます。

こちらは接種が2070円、予診のみの場合1240円、あと、時間外に接種いただいた場合、加算でプラス730円、休日の場合はプラス2130円ということでございまして、これが1月から3月の分、合わせて1億4200万円余となっております。

最後でございます。

債務負担行為でございます。

先ほどの接種体制確保事業の二つの委託事業の一つ目の接種予約システム・コールセンターの運営費にかかる債務負担として限度額3億2200万円余、期間としては今年度から令

和4年度までということでございます。

二つ目は同じく委託のところで集団接種に係る会場設営、運營業務委託というところで7億2200万円余、期間は同じく令和3年度から令和4年度までとなっております。

私からの説明は以上でございます。

○ 田中政策推進課長

続きまして、政策推進課、田中です。

今見ていただいておりますファイル、もう一ページめくっていただきまして、5分の5ページになります。

土木費、港湾費における減額補正としまして四日市港管理組合負担金の減額補正をお願いするものでございます。

2番の内容でございますけれども、四日市港管理組合の一般会計におきまして、国の補助内示に合わせる、あと、単独事業費や人件費を現状に合わせるというようなことに伴いまして減額補正をするものでございます。

このページは中段に四日市港管理組合の一般会計の補正額の主な内訳ということで、総務費や港湾管理費、港湾建設費等におきましてこのような動きがございます。

表にまとめたものがそのページの下段のほうに歳入、歳出という形でまとめてございます。

左側の歳入の列の中に市負担金とございまして補正予算額としましては2020万4000円の減額という形になってございます。

私からは以上です。

○ 山口智也委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑がございましたら挙手にてご発言願います。

○ 加納康樹委員

まず、ワクチン接種に関して、ページでいうなら4ページ目になると思うんですけど、その集団接種会場の設定の仕方についてなんですけど、今回のこの3回目接種はかぶらない

だろうと思うんですが、もし選挙があった場合の会場のかぶりについてはどのような調整がされているのか。

今回通常、期日前投票の投票所がなくなっちゃって、それで若干混乱というのか、ご迷惑をかけたところもあろうと思うんですが、その辺はワクチン優先で期日前投票所なんて知ったこっちゃないでいくのか、今後においては調整があるのかというところを教えてください。

○ 矢澤新型コロナウイルス感染症対策室長

集団接種会場と選挙とのかぶりということで質問いただきました。

近々の選挙でいきますと参議院というところが想定されるところでございます。

従前から会場で使われております中央分署、ヘルスプラザというところがあるかと思えます。

現状としましては、この接種事業ですが、国から9月末までというような事業期間が示されております。

参議院の7月の任期というところと選挙が始まる時期で、どこまで集団接種のニーズがあるかというところがちょっとなかなか読みにくいところがあるんですが、現在選管さんにはちょっと集団接種会場というのは我々としては使いたいというところの希望は申し上げているところでして、だから、ちょっとその時点になって、6月とか、その接種の状況とかというところを見ながら最終、また判断をしていきたいなというふうには思っております。

○ 加納康樹委員

調整はあるようなことだろうと思うんですが、今最後に言った6月で間に合うの、選管さん。もうちょっと早めに決めなきゃいけないとか、その辺のリミットはどんな感じなんでしょうか。

○ 矢澤新型コロナウイルス感染症対策室長

対策室の矢澤です。

リミットというのはおっしゃるようにもっと早いんだろうなとは思いますが。

その中でちょっと状況を見ながらちょっと判断するというところでしか、現時点では。

我々としては会場として使いたいというところもありますので、あと、よその会場が取れるとか、個別接種でどんどん回せるとか、ちょっとその辺を見ながらちょっと早めには選管と協議は進めていきたいというふうには思っております。

○ 加納康樹委員

ぜひこれは本当に、協議は早め早めでしていただきたいなということだけ改めてお願いをしておきます。

もう一点だけ聞かせてください。

資料の4ページのところで補正予算の内訳について、るるご説明をいただきました。

この内訳とごめんなさい補正予算書本冊の41ページで各節の明示があるんですけど、それぞれどこにどう符合しているのか、ざっと教えてもらえるとうれしいんですけど。

○ 矢澤新型コロナウイルス感染症対策室長

対策室の矢澤です。

個別補正予算書のほう、まず、確保事業費でいきますと、個別補正、参考資料のほうです。1ぼつ目と2ぼつ目の業務委託、こちらが委員会資料とちょっと順番が反対になっております。

個別事業調書で集団接種会場の設営、運營業務委託となっておるのが委員会資料の②のほうに当たります。

個別事業調書の2ぼつ目、ワクチン接種支援業務委託、コールセンター、窓口の業務等というのが委員会資料の接種体制確保事業費の①のほう、ワクチン接種支援業務委託の…。

○ 加納康樹委員

何を見ているんですか。私は補正予算書、本冊の41ページの話なんやけど。

○ 矢澤新型コロナウイルス感染症対策室長

申し訳ございません。参考資料のほうを見ておりました、失礼しました。

補正予算書、接種体制確保事業費と接種事業費、それぞれありますが、接種体制確保事業費4億8900万円余というのが委員会資料の(1)接種体制確保事業費の4億8000……。

○ 加納康樹委員

節は。

○ 矢澤新型コロナウイルス感染症対策室長

節は、委託料が13委託料、4億1800万円、こちらが接種体制確保事業費の委託料と接種事業費の報償費、個別接種に係る費用になってまいります。

使用料及び賃借料というのは、こちらが接種体制確保事業費のその他の等というところで、ちょっと口頭で申し上げたんですが、会場使用料、こちら集団接種の会場使用料がメインになってまいります。

あと、備品購入費というところが、同じくその他のほうに入ってこようかと思えます。ざっくりとしております。

○ 加納康樹委員

ごめん、やっぱりちょっと分からなかったの。

要するに何だ、4ページのところで6億8600万円がその本冊の節で分かれていますよ、4ページのこれどれの数字がどこにどう飛んでいるのかというのがちょっと今無理ならばすみませんが、後ほどここの資料の4ページと本冊の41ページの節がどういう予算がどこにどうくっついてこういう数字の構成になっているのかと、今でもいいけど無理ならば資料を作ってください。

○ 佐藤政策推進部長

資料の4ページの5番のところの6億8600万円の下のほうの(1)がございます。

その下にまず、①でございます。これの支援業務委託、これが委託料13番の委託料の中に入っています。

それから、②の運營業務委託1億350万円、これも委託料のほうへ入っています。

それから、③の集団接種会場への協力金でございますけれども、こちらが報償費か、負担金補助……。あらへんよ、これ。

この協力金のほうをちょっと飛ばさせていただいて、(2)のほうの①の医師、看護師、薬剤師への報償費5400万円と下にございます②の個別接種に係る費用の1億4000万円、こ

の辺りはその全てじゃないんですけれども、この報償費の1億6000万円のほうへかなりの部分が入っていています。

○ 加納康樹委員

その報償費の部分だけでも足すと本冊の分がオーバーしちゃうとかあるので、ごめんなさい、手間かけて悪いけど分かるようにまとめてもらえませんか。

○ 佐藤政策推進部長

分かりました。

○ 山口智也委員長

また、後日、後刻……。

○ 加納康樹委員

審査にはもう関係ないです。

○ 山口智也委員長

資料の整合性、しっかりとよろしくお願いいたします。

○ 佐藤政策推進部長

用意をさせていただきます。

○ 早川新平委員

同じく4ページの集団接種会場で5か所、前に四日市大学とか北部のほうがあったやけど、これで見ると北部が全然ないんですけども、その理由が1点。それから先、お願いします。

○ 矢澤新型コロナウイルス感染症対策室長

対策室の矢澤です。

北部がないという点、我々も検討したところですが、常設、常に置いておけるとい

ころでなかなか北部がないというところがございます。

一方で、集団接種会場としては用意できないものの、個別接種で北部でいきますと富田浜病院さんであったり、西部のほうでいきますと四日市消化器病センターさん、こちらにまず接種のご協力いただけるというところもお話いただきましたので、まずは集団と個別、時期を合わせて進めるというところでそのエリアのカバーをしてまいりたいと考えております。

○ 早川新平委員

ありがとうございました。

広報のほうもきっちりしてあげないと分からないので、1か所に集中するということがあると思うのでよろしくお願いします。

それから、(2)新型コロナウイルスワクチン接種事業費のほうで集団接種に関する医療従事者、ここの単位を教えてください。例えば上の③の集団接種会場への医療従事者の派遣を行う医療機関への協力金のところ、医師は7550円でパー・時間やからこれ、時間給やなど。それで、その下の単価医師1万4000円という(2)のほうのところは、これは1日なんかどうかという説明だけお願いします。

○ 矢澤新型コロナウイルス感染症対策室長

対策室の矢澤です。

(2)接種対策事業費の①にございます集団接種に従事する従事者の費用です。

こちら記載ございませんが、1時間当たりの単価となっております。

○ 横山政策推進部参事(新型コロナウイルス感染症対策渉外担当)

新型コロナウイルス感染症対策室参事の横山でございます。どうぞよろしくお願い致します。

先ほど室長のほうからは各医師、それから、薬剤師、看護師のほうの1時間当たりの単価でございますけれども、一応これは応急診療所のほうの単価のほうを参考にさせていただいて決めさせていただいております。

ただ、看護師のほうにつきましては、実際のところ二千数百円なんですけれども、ただ、これ、このワクチン接種を開始するに当たりまして、やはりその今回看護師さんが担って

いただく業務、接種が主でございますので、やはり危険を伴うリスクも鑑みさせていただいて医師会のほうとも調整し、また、松阪市であったり、鈴鹿市であったり、伊勢市のほうがこの4000円という単価に若干上乘せしておりますもので、金額のほうは看護師についてはちょっと高めになっております。

以上でございます。

○ 早川新平委員

ありがとうございました。

できるだけこういうときも単位をやらんと誤解を招くし、高いからこうやって分からんようにしたんかといううがった見方があるし、そののところは自信を持って医師会さんの協力がなといかんし、看護師さんの仕事量も増えるので、その高い、安いということは言えないんだけど。きっちり単位もやっておいてください。

以上です。

○ 山口智也委員長

分かるような資料をお願いします。

○ 伊藤嗣也委員

早川委員に関連するか分かりませんが、その接種の関係で歯科医師のほうでちゃんと講習も受けて、打てる準備をしておったんだけど、歯科医師会のほうで。市のほうから何の連絡もなかったということでちょっとご立腹されておる。

歯科医師が接種している自治体もあるわけで、四日市としてはそこら辺、ちゃんとしておいたほうがいいと思うのですけれども、なぜ歯科医師のほうにそういう話だけ振っておいて実際には頼まなかったのか。

○ 横山政策推進部参事(新型コロナウイルス感染症対策涉外担当)

先ほど伊藤委員のほうからは歯科医師のほうの医療スタッフとしての従事について、なぜそれを依頼しなかったのかということでご質問いただきました。

国のほうからもこのワクチン接種1回目、2回目というのにおきましては、医療スタッフも少ないというところもあって、そこが当初の予定から国のほうからも歯科医師のほう

も打っていただいてもいいと。なおかつ、そういう研修も実際、四日市歯科医師会さんのほうもやっていたきました。

一つには、まず、やっぱりメインとしましては、医師会さんのほうの執務のほうでできないかという、大前提がございまして、そこでおおむねその医師会さんのほうの医師の方々が接種のほうはカバーできましたものですから、ただ、場合によっては一部その接種枠の拡大で、例えば夜間なんかにしたいというときには、医師さんのほうでも難しいときもありまして、夜間を常設といいますか、回数を増やそうと思うときにちょっと歯科医師さんもどうかなという話はさせてもらったんですけども、ほぼ大体夜間の接種のほうも頻度としましては、たくさんなかったものですから、歯科医師さんのほうにはお控えいただいたと。

ただ、こちらのほうとしましては、国のほうの動きあるいは四日市市のほうとしての考え方も部分的ではございますけれども、そういった例えば3回目接種の話とか、折を見て事務局のほうを通じてお話をさせていただきまして、今後また、新たな接種の回数等が増える場合でありましたら、改めて歯科医師さんのほうにもお願いしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員

いろんな事情はあるにせよ、やはり歯科医師会さんの理事の方から言われましたので、丁寧な対応だけはきちっとしておいたほうがいいんじゃないのかなということで今伺ったわけですので、どうかその辺、よろしくお願いします。

もう一点、よろしいですか。

○ 山口智也委員長

どうぞ。

○ 伊藤嗣也委員

説明があったらごめんなさい。一応今載っているのは2種類のファイザーとモデルナですけれども、これは市民は選択はできるんでしょうか、四日市において。

○ 矢澤新型コロナウイルス感染症対策室長

対策室の矢澤です。

今後モデルナが承認された後に交互接種というところも承認されていくということになるかと思っておりますので、そうなった先には市民の皆さんがファイザーかモデルナかというのを選んでいただけることになろうかと思っております。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。

この3ページの3の(1)で見ると、そんな遠くない段階からモデルナが入ってくるというふうに読み取れるんですけども、その市民の選択は、現時点で想定されておる段階でいいんですけども、どの段階でできるんでしょうか。

要は接種券が送られてきたときにどここの会場はどのワクチンだよとか書いてあるのか。予約するときにわざわざ確認しないといけないのか。電話なら聞かなあかんのか。

それによって場所が変わってきたりするし、その辺はどうなんでしょうか。

○ 矢澤新型コロナウイルス感染症対策室長

対策室の矢澤です。

おっしゃっていただくように予約の段階でどっちかと分からないようでは市民の方、ご不便かけると思います。

今医師会とも調整しておるところでございますが、集団接種がモデルナのワクチン、それでワクチンの取扱量の多さというところもありますので、モデルナを集団接種のほう、個別接種でファイザーのほうというところで、現状3月まではまずはそういう想定をしております。

ファイザー社のワクチンの入荷状況によっては、その辺をまた柔軟に集団接種でもファイザーをやるとか、その辺は検討していきたいというふうに考えております。

いずれにしろ、あらかじめ会場でどのワクチンというのは分かるようには広報させていただきたいというふうには考えております。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。

まだ不明確な部分がある段階で伺いましたけれども、その会場へ行ってから分かるのはちょっと遅いので、少なくとも予約するときにはどこの会場、先ほどのご答弁だと個別接種はファイザーで集団接種は基本的にモデルナのようなニュアンスだったのが、変わるかも分からない、そういうような情報はなるべく早く市民の方に周知していただくようお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○ **山口智也委員長**

ありがとうございます。

○ **森 康哲委員**

ワクチンパスポートってあると思うんですけど、今四日市は2回接種済みの方に接種証明を発行していただいていると思うんですけど、これ、3回目接種した人にどういうふうになるのか。

2回しか受けていない人は2回、3回受けた人は3回の接種証明を発行するのか、どういうふうに考えているのか。

○ **矢澤新型コロナウイルス感染症対策室長**

対策室の矢澤です。

接種証明書についてご質問いただきました。

現状国からはまず、その今2回接種完了の接種証明についてデジタルで進めるというのを今月中にはしたいというところでの案内がございまして、正直まだ3回目の証明をどうするかというのはまだ説明がないというところですので我々もちょっとまだどのようにするかというのがまだ想定ができていないというのが正直なところでございます。

○ **森 康哲委員**

国からの指針があって、それに沿って今後検討して採用していくということだけど、そのタイミングはつかんでいるんですか。

国からいつ頃に示されて、四日市市内でどれぐらいで決まるのか、どういうふうに。そういうスケジュール的なものって。

○ 矢澤新型コロナウイルス感染症対策室長

対策室の矢澤です。

スケジュール感もまだ全然国からは出ていない状況なんです、一般の方が接種いただくタイミングが2月からというところになりますので、これ、想定でしかないんですが、その前には、年明けとかにはその辺のスケジュール感も出てこないかと2月から始まった3回目接種した方の接種証明というのは手続的にはちょっと間に合わないのかなというところでございます。

○ 森 康哲委員

できれば国のほうも紙ベースよりデータベースで接種証明をお示しできるようにというふうに検討していただいていると思いますので、ぜひ紙ではなかなか持ち歩くのも困難だと思いますし、いろんなところで連動して民間も検討しているところだと思いますので、自治体としてスピーディーなスケジュールを期待したいと思います。

よろしくをお願いします。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

ワクチン以外にもよろしいでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、他にご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 山口智也委員長

別段ございませんので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。なお、全体会へ送るか否かは採決の後にお諮りします。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第41号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第4款衛生費、第1項保健衛生費、第4目予防費、第8款土木費、第5項港湾費、第3条債務負担行為の補正（関係部分）については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

それでは、全体会送りについて確認をいたします。

全体会送りについて、ご提案ございますでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、全体会送りはなしとさせていただきます。

[以上の経過により、議案第41号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第4款衛生費、第1項保健衛生費、第4目予防費、第8款土木費、第5項港湾費、第3条債務負担行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 山口智也委員長

これで政策推進部所管の議題は全て終了いたしました。

理事者入替えがございますので、委員の皆様はしばらくお待ちください。

それでは、これより総務部に係る議案の審査に入ります。

まず、部長よりご挨拶をお願いいたします。

○ 渡辺総務部長

総務部でございます。

本議会の総務部といたしましては、予算常任委員会の総務分科会といたしまして、人件費の補正及び職員の健診業務、こちらの債務負担がございます。

また、総務常任委員会といたしましては、条例改正が3件、組織機構の見直しの関連の条例の改正としましては2件、もう1件は職員の派遣関連の条例が1件、合計3件でございます。あわせて、工事請負契約の締結が1件議案ございます。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○ 山口智也委員長

ありがとうございました。

議案第41号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第8号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第1款 議会費

第10款 教育費（人件費補正分）

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

議案第42号 令和3年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第1号）
（人件費補正分）

議案第43号 令和3年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
（人件費補正分）

議案第45号 令和3年度四日市市介護健康保険特別会計補正予算（第1号）
（人件費補正分）

議案第46号 令和3年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
（人件費補正分）

○ 山口智也委員長

それでは、予算常任委員会総務分科会として、議案第41号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第1款議会費ないし第10款教育費（人件費補正分）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）、議案第42号令和3年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第1号）（人件費補正分）、議案第43号令和3年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（人件費補正分）、議案第45号令和3年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）（人件費補正分）、議案第46号令和3年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（人件費補正分）についてを一括して議題といたします。

本件について、資料の説明を求めます。

○ 柴田人事課長

人事課、柴田でございます。よろしくお願いいたします。

議案第41号一般会計補正予算の人件費補正部分及び議案第42号競輪事業特別会計、議案第43号国民健康保険特別会計、議案第45号介護保険特別会計、議案第46号後期高齢者医療特別会計補正予算の人件費補正部分について説明させていただきます。

資料につきましては、タブレットの総務常任委員会分科会を開けていただきまして、107_令和3年度11月補正予算参考資料をご覧ください。

こちらの6ページのほう、よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

○ 山口智也委員長

よろしいですかね。

じゃ、お願いします。

○ 柴田人事課長

補正額についてでございます。

一般会計で4億3039万円余りの減額を、特別会計で合計5403万円余りの減額、合わせて合計4億8442万7000円の減額をお願いするものでございます。

7ページをお願いします。

今回の人件費補正の主な要因でございますが、まず、1点目といたしましては、毎年4月1日付で定期人事異動を行います。予算をご審議いただいた積算人数と実際の配置数にずれが生じますことから、補正をお願いするものでございます。

具体的には積算人数と人事異動の結果を受けて実際の配置した職員数の差や入れ替わりによる職員間の給与額の差によるものでございます。

今年度4月に配置を予定しておりましたが、確保できなかった欠員分と年度途中での異動、また退職による減額等ございまして、計2億2800万円余りの減額でございます。

2点目といたしまして、無給または給与減額される育児休業、病気休職の新規取得分による減額でございます。

本年4月以降に新たに育児休業等を取得した職員の給与など2億700万円余りの減額でございます。

3点目といたしまして、その他職員手当等による減額ございまして、以上合計4億8400万円余りの減額をお願いするものでございます。

続きまして、資料ちょっと飛びますけれども、36ページをご覧ください。

債務負担行為について説明させていただきます。

○ 山口智也委員長

よろしいでしょうか。

○ 柴田人事課長

よろしいでしょうか。

○ 山口智也委員長

お願いします。

○ 柴田人事課長

こちらにつきましては、令和4年度から令和6年度における職員定期健康診断等の業務委託についてでございます。

こちらは職員の健康診断及び産業医の委託に関するものでございます。

複数年契約とすることで過去の健康診断の結果がうまく反映され、経年で比較できることになり健康状態の把握につながるものでございます。

債務負担限度額につきましては、3966万2000円をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○ **山口智也委員長**

ありがとうございました。

以上でよかったんですかね。説明は以上で全部ですね。

○ **柴田人事課長**

はい。

○ **山口智也委員長**

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑がございましたら挙手にてご発言願います。

○ **加納康樹委員**

簡潔に1点だけ、その人件費の補正のところで総務費と教育費でその特別職給に補正が生じているのは何でなんでしたっけ。

○ **柴田人事課長**

人事課、柴田でございます。

先ほどのこちらにつきましては、人事院勧告における期末手当の引下げ相当分の金額でございます。

ただし、この金額につきましては、一般職のところでまとめて加算調整してございますので、総務費の全体、また、教育費の全体としては過不足がないような形での調整をしてございます。

といいますのも、国において閣議決定がなされるであろうという予測の下、当初12月の期末手当の支給月数の引下げ、そして、あわせて、人件費の減額補正をという形で準備を進めてまいりました。

その後、国においては12月の期末手当で引下げを行わず、来年6月の期末手当で調整をすることとなったという経緯がございまして、本市においても国と同様の対応をさせていただくというふうな形をさせていただきました。

そのような中で、期末手当の引下げの影響額というものを除く形で補正予算額を急遽修正するというような必要が生じたというところでございます。

その修正を行うに当たりまして、短時間で膨大な作業が必要となるということもありません。物理的な制限から影響額を右側の一般職のところにまとめて加算修正をさせていただいたというものでありまして、金額そのものについては全体として人事院勧告分の影響額を除いた額というもので、過不足なく調整をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○ 加納康樹委員

で、その特別職給に誤差が生じる理由がちょっとよく分からなかったんですけど。

○ 柴田人事課長

特別職給のマイナスというものを実際のところは本来特別職のところを元に戻すという作業をするに当たりまして、時間的な制約から右側の一般職給のところで55万5000円のほうをプラスさせていただいておるというところでございます。

トータルの総務費の補正額4447万4000円というもので、併せて調整をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○ 加納康樹委員

ちょっと理解できなくて申し訳ない。

何で特別職給がゼロにならないんですか。ちょっと何か、もうちょっと分かりやすく、何か調整したら特別職給の補正なんて生じないのではなくて、ここに数字が残る理由をもうちょっと分かりやすく。

○ 柴田人事課長

人事課、柴田でございます。

本来であれば特別職給のところから1回、実は一度人事院勧告分の減額という形で一度マイナスをさせていただきました。

それを今回、国の方針と同様、その減額をせずに戻すという作業をする中で本来は一つずつ全部戻していく必要があったんですけども、時間的な制約がありましたので一度下げたものを全て一般職給のほうで戻させていただいたと。

特別職給の55万5000円の部分を本来なら特別職給のところに戻す必要があったんですけども、それを一般職給のほうで55万5000円余分に足していただいて、作業の少し時間的な制約から作業をちょっと簡略化させていただいたというところでございます。

○ 加納康樹委員

何となく分からなくはなくなってきましたんですけど、でもそんなの伝票1枚と違うんですか。

○ 柴田人事課長

これ、実はそこら辺は給料とか手当とか、そういったものもでございます。

また、実はもう一つ資料で右側の会計年度任用職員（フルタイム）というところもございますけれども、こちらのほうも同じように給料とか、手当というもの全てでございますので、そういったところを直させていただくにあたって、時間的な制約から今回総務費の中で一般職給のほうで全て調整をさせていただいたというところでございます。

○ 加納康樹委員

最後でやっぱり分からなくなる。全て調整させていただいたら特別職給の数字の誤差が出るのは何でなんですか。

○ 柴田人事課長

予算上のところで特別職給をそのままマイナスで残っているという状況でありまして、総務費全体の中で調整をさせていただいたというところでございます。

○ 山口智也委員長

調整をしたい。特別職は予算上は下がった状態だけれども、実際はそれは先送りした状態になっておるから、一般職でそれを帳尻合わせたんやね。

○ 柴田人事課長

そういうことでございます。

いわゆる、例えば特別職が10のところを5にしますと。一般職分が100のところ90にしますというふうになっていましたと。それを実は10と100に戻すところを特別職給は5のまま、いわゆる一般職給のところを15戻して、5と105の110にさせていただいて、トータルで110というような形で調整をさせていただいたというところでございます。

○ 加納康樹委員

分かったような気はするんですが、そうなるとうどうしても理解できないところが、何で特別職給のところの数字を残したんですか。

本当はこれだけカットするつもりだったからというのを意思として残したかったという意味なんですか。

○ 柴田人事課長

そういうところではないんですけれども、作業上特別職給がそのままちょっと少しマイナスが予算上残っておるというようなところでございます。

○ 山口智也委員長

それ、何でそういうやり方しかできないのかという。

○ 柴田人事課長

それにつきましては、時間的な制約がある中で、作業の段階で一般職給にまとめて総務費として調整をさせていただいたというところでございます。

○ 山口智也委員長

時間的な制約というのがよく分からないんじゃないですか。

時間的な制約というのは何なんですか。

○ 柴田人事課長

当初も準備といたしまして、減額する段として全て減額するものとして準備をさせていただいたと。そのような中で、国がなかなか方針が決まらない中で待っていたというところでございますけれども、国が人事院勧告の減額を6月に送るというふうな方針がほぼ固まったという段階は11月十何日という20日に近い、委員の皆様はこちらの資料を説明させていただく時間が近かったという中で作業時間という部分を含めて少しそういった一般職給のほうで全てを調整させていただいたというところでございます。

以上でございます。

○ 加納康樹委員

あまりこれで引っ張るのもよろしくないと思うんですが、特別職給なんてほんの数人の処理を伝票に突っ込むのがそんなに大変な作業なんですね、四日市市役所は。

○ 柴田人事課長

こちら実は先ほどちょっと話しさせていただきました特別職だけではなくて、ほかの会計年度任用職員というところも含めて、かなり数としては大きく何本かに分かれておるというところがございます、そういった中での作業の結果というところがございます。

○ 加納康樹委員

この場での質疑は終えますので、後で会派の部屋に来てください。

○ 山口智也委員長

ちょっとお昼が迫ってまいりましたけれども、質疑はこれで、終えますか。

○ 樋口龍馬委員

質疑がある方は確認して、少ないようだったらちょっと踏み込んで、職員さんには申し訳ないんですけど、そのほうがきれいに片づくと思うので。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

じゃ、まだ質疑のある方は。お一人だけでよろしいですか。

そうしたら、伊藤委員、お願いします。

○ 伊藤嗣也委員

36ページの債務負担行為の職員の定期健康診断のこと、よろしいでしょうか。

○ 山口智也委員長

お願いします。

○ 伊藤嗣也委員

委託業務で職員定期健康診断業務委託があるんだけど、(1)で。(3)で胃部集団検診業務委託と、(1)にはどんな検査があって、何で(3)で胃だけ特別なんかなと思って。

○ 柴田人事課長

人事課、柴田でございます。

定期健康診断業務委託のほうにつきましては、法的に決められておる身長、体重とか、胸部エックス線、また、血圧の測定や血液検査といったような、あと、尿の検査、そういったものをさせていただいております、プラスで希望の方は胃部検診のほうをさせていただくというようなところでございます。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員

そうするとプラスで希望の方はというと、本人の負担もあるわけですか。

○ 柴田人事課長

こちらについては本人の負担はなしという、ゼロということでございます。

○ 伊藤嗣也委員

あと、血液検査もされるというふうに伺ったんですけど、三木議員の一般質問でもあったようにP S Aの検査は行われていないんですか。

○ 柴田人事課長

そちらはちょっと範囲に入っていないというところでございます。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございました。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、他に質疑ございませんので、これより討論に移ります。

討論はありますか。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、討論はないようですので、これで分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

全体会送りの件は後ほど諮らせていただきます。

反対表明はございませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第41号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第1款議会費ないし第10款教育費（人件費補正分）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）、議案第42号令和3年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第1号）（人件費補正分）、議案第43号令和3年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（人件費補正分）、議案第45号令和3年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）（人件費補正分）、議案第46号令和3年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（人件費補正分）については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○ 山口智也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

それでは、次に、全体会送りについて確認させていただきます。

特にございますでしょうか。

（なし）

○ 山口智也委員長

それでは、ございませんので全体会送りはなしとさせていただきます。

〔以上の経過により、議案第41号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第1款議会費ないし第10款教育費（人件費補正分）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）、議案第42号 令和3年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第1号）（人件費補正分）、議案第43号 令和3年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（人件費補正分）、議案第45号 令和3年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）（人件費補正分）、議案第46号 令和3年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（人件費補正分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

○ 山口智也委員長

それでは、これで総務部所管の議題は全て終了いたしました。

(発言する者あり)

○ 山口智也委員長

ごめんなさい、まだありました。失礼しました。

それでは、昼からは一般議案からスタートさせていただきます。

じゃ、お昼に入らせていただきます。

(発言する者あり)

○ 山口智也委員長

再開は午後1時でお願いします。

12:00 休憩

13:00 再開

○ 山口智也委員長

それでは、委員会を再開させていただきます。

議案第50号 四日市市事務分掌条例の一部改正について

議案第51号 四日市市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について

議案第52号 四日市市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

議案第62号 工事請負契約の締結について
―旧三重ソフトウェアセンター社屋解体工事―

○ 山口智也委員長

ここからは総務常任委員会として、議案第50号四日市市事務分掌条例の一部改正についてないし議案第52号四日市市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について及び議案第62号工事請負契約の締結について一旧三重ソフトウェアセンター社屋解体工事を一括で議題といたします。

本件について、資料の説明を求めます。

○ 森総務課長

総務課、森でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、お手元資料、タブレットの総務常任委員会分科会の中から104_提出議案参考資料をお開き願ひますでしょうか。

それでは、参考資料の4ページをお願いしたいと思います。

こちら議案第50号ないし議案第51号四日市市事務分掌条例の一部改正について、四日市市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正についてでございます。

こちらにつきまして、まずは去る8月の議員説明会でご案内申し上げました令和4年度の組織・機構の見直しに係る関係条例の改正についてでございます。

こちらの資料でございますように改正の背景、目的につきましては1のとおりで、令和4年度の組織・機構の見直しとしまして、スポーツ・文化・文化財の活用によるシビックプライドの醸成に向けた取組強化を図るためのシティプロモーション部の再編に加えまして、市民文化部の改称、広報広聴機能の政策推進部への移管、危機管理統括部の設置及びスポーツ・国体推進部の廃止を行おうとするものでございます。

次に、改正の内容をご案内させていただきます。

シティプロモーション部の再編につきましては先ほど申し上げたとおりでございますが、なお、文化財の保護に関する事務を含む文化に関する事務の移管、これは今は教育委員会で行っておりますが、新しく市長が管理執行するための根拠規定を整備すべく四日市市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例、これを併せて改正しようとするものでございます。それが議案第51号に係るものでございます。

次には、先ほども申し上げました市民文化部の市民生活部への改称、これは市民文化部から文化に関する事務がなくなることから、部の名称を市民生活部へと改めようとするものでございます。

次に、政策推進部への広報広聴機能の移管、こちらにつきましては、現在シティプロモーション部が所管いたします広報広聴機能について、政策広報を充実させ市を代表する広報機関としての位置づけを鮮明にすべく政策推進部へ移管しようとするものでございます。

次に、危機管理統括部の設置、こちらにつきましては現行の危機管理監につきまして、改めて統括機能をさらに強化すべく危機管理統括部という名称を改めようとするものでございます。

次はスポーツ・国体推進部の廃止は、今回の大会の中止に伴いましてスポーツ・国体推進部を廃止しようとするものでございます。

以上について、施行期日は令和4年4月1日とする内容でございます。

私からの説明は以上でございます。

○ 柴田人事課長

続きまして、資料5ページをお願いいたします。

人事課の柴田でございます。よろしくお願いいたします。

議案第52号四日市市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

今回の条例改正については2点ございます。

1点目につきましては、四日市市土地開発公社を解散し清算業務を終え、清算終了を行ったことから、派遣先から削除するものでございます。

2点目につきましては、水道施設の設計また、工事監督の技術やノウハウの習得を目的として地方共同法人日本下水道事業団に職員を派遣するために派遣先団体に日本下水道事業団を追加するものでございます。

説明は以上でございます。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

○ 林ICT戦略課長

ICT戦略課の林でございます。よろしくお願いいたします。

資料は同じく16ページになります。よろしいでしょうか。

議案第62号工事請負契約の締結についてということで、旧三重ソフトウェアセンター社屋解体工事でございます。

こちらは平成20年12月に普通財産として取得しております旧三重ソフトウェアセンターの社屋につきまして、維持管理費削減による財政負担の軽減等を図るために解体工事を行うものでございます。

契約金額は1億6717万8000円、契約期間は契約の日から令和4年5月31日までと。

それから、契約の相手方は一般競争入札の結果、有限会社古市建材となっております。

17ページは配置図でございます。

説明は以上でございます。

○ 山口智也委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑がございましたら挙手にてご発言願います。

○ 森 康哲委員

議案第51号のところで職務権限の特例に関する、これ、条例を改正するという事なんでも中身はちょっと聞けないですか。

例えば危機管理監が危機管理統括部になるということで、より統括する能力を上げるのに例えば人員が増になるのかとか、減になるのかとか、そういうのは……。

○ 山口智也委員長

確認していただいているようです。

○ 森 康哲委員

いいですか。

じゃ、危機管理監から部になるということで、どのような変更が中身的にされるのか、お伺いします。

○ 森総務課長

総務課、森でございます。

今のお問合せに対しましてですが、現行の危機管理監を危機管理統括部と改めようとするものですが、内容につきましては今まさしく調整中なのではございますが、方向性としては、まず、その危機管理、本部的な機能の部分と、あとは地域、地域防災と私ども言うておりますけれども、各地域での防災訓練あるいはその災害発災のときの地域対応等々も含めた体制を今は室の中では特段係制も引いておりませんのですけれども、例えばグループ制であるとか、係制であるとか、何かこう事務の流れみたいなものはっきりさせることによりまして、機能、事務を整理し機能を強化しようというふうに考えてございます。

人員についても同様ですが、ただいまのところは鋭意調整中でございます。

○ 森 康哲委員

調整中というところであるなら、ぜひ取り入れていただきたいんですが、例えばコンビナート防災に関しては県の所管で消防本部とすみ分けがされていると思うんです。

だけど危機管理としては四日市の中の背後地との地域防災との連携も必要になってくるので、できれば県との密接な関係が取れる体制、そういう人事的な交流も必要じゃないかと感じますし、また、国との、総務省との関わりも今まで以上に取れる形が望ましいと思うので、その辺の検討も含めてしていただきたいなと思うんですが、考え方を伺いたいんですが。

○ 森総務課長

総務課、森でございます。

今委員ご指摘のとおり国並び県のほうとの人事交流等々も含めてですが、その辺、一朝一夕に決まるものではございませんのですけれども、当然ご意見としていただいて、今後とも検討の一つとして進めてまいりたいと。

ただし、本当に実現できるかどうかというのも踏まえての検討ということでご理解賜ればと思います。

以上でございます。

○ 森 康哲委員

ぜひこの危機管理監というところがだんだんだんだん強化されるようにしていただける

ことが四日市市にとってもいい方向になるのかなと思いますので、よろしくお願いします。
続けて、いいですか。

○ 山口智也委員長

どうぞ。

○ 森 康哲委員

三重ソフトウェアセンターのところなんですけれども、壊した後の跡地利用というのは何か決まっているんですか。

○ 林 I C T 戦略課長

I C T 戦略課、林でございます。

今のところはちょっと明確にはまだ全然決まっていない状況でございます。

○ 森 康哲委員

そのソフトウェアセンター以外でも空いているところもあると思うんですけれども、そこを含めて総合的に何か募集をかけるとか、積極的に誘致活動するとか、そういう方向にはないんですか。

○ 山口智也委員長

部長、お願いします。

○ 渡辺総務部長

旧三重ソフトウェアセンターの跡地というお話でございますが、先ほど課長申し上げましたように現時点においてはその跡地の活用について明確なものはございません。

ただ、この解体に当たりましては、解体の決定とともに庁内においてその土地をどうやって活用していくかというふうな議論はなされてまいりました。

ただ、あそこの鈴鹿山麓の土地自体がちょっと広めに今土地が余っているといいですか、活用できる土地がほかにもあるという話の中で今また、別の話になって、そこは今現在なくなったという経緯は正直でございます。

ただ、場所が一番北のほうでございまして、ちょっと地盤が緩いという部分も実はあります。あそこの北側の道路がなかなかその地盤が非常に危険だということで、なかなかその改善が図れないという現状がございまして、そこに隣接する土地という部分も正直ございまして、委員ご指摘の誘致といたしますか、そういった部分についてもちょっとちゅうちよするような要素も正直ございまして、それも含めて今現在は次の活用については決まっていないという状況でございます。

○ 森 康哲委員

最初つくられた用途が限定されている土地だと思いますので、そういう時代の変化も含めて用途の変更も含めた、特に防災を絡めた何か施設ができるといいのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

○ 早川新平委員

市民文化部が市民生活部に改編する、議員のほうから一般質問でいろんなところでこれ、生活部になるので、例えばワンストップで死亡届とか、いろんなところを、そういう中身の充実は考えられたのかな。

非常に市民の方から苦情ばかりもらって、あっち行って2階行ったり、3階行ったり、ということがあるんで、例えば隣の桑名市なんかやったらワンストップで行けるとか、そういった表札を付け替えるより中身のほうが私は大事だと思うておるので、この機会にそういうところは、集約できるところはやっぱり中身を考えやんとあかんかなと思うておらんやけど、どうですか。見解は。

○ 森総務課長

総務課、森でございます。

今委員ご指摘のとおり、まず今回の事務分掌条例の改正で名称を市民生活部へ改めるといような事柄は、まずもっては文化の関係がシティプロモーション部のほうに移管する

ということで名称のほうを改めようとするものが、まず目的としては第一にございました。

ただ、委員おっしゃられるように窓口のワンストップサービスであるとか、その辺は地区市民センターを擁します市民生活部、今のところ市民文化部でございますが、その辺が当然福祉ですとかいろんな窓口、多くの窓口をまずもっては窓口ということで1階の市民課と地区市民センター、そちらのほうに負うところもある程度は大きいと思いますので、今後改めまして必要に応じて検討は進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

最後にしますけど、検討をという言葉がえらい気になるんやけど、検討するだけで変更はいつもしてないんやな。せっかく名称を変えるのであれば、それに伴ってやっぱり中身、今までのその不自由さのところをいかに市民サービス、特に窓口、市民生活部に変わるのであれば、そういったところを改善できるように、中身も一緒に同時にやっていっていただきたいという要望です。

○ 山口智也委員長

しっかり市民文化部のほうにご意見を伝えていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○ 伊藤嗣也委員

議案第62号の工事請負契約の旧三重ソフトウェアセンターの解体ですけど、これは設計はやられましたか。

○ 林ICT戦略課長

ICT戦略課長、林でございます。

委員ご指摘のように設計をまずやらせていただいて、その後、工事ということで段階を踏んでございます。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。

そうしますとSDGsの観点で、こういったものでできるのかということも調査されておるといふふうに思います。

それで、マニフェスト等も要るようになってきますし、要は再利用可能な材料がどれくらいあって、その価値はどれくらいあるんやということを教えていただきたいんです。

○ 山口智也委員長

解体によって出される材料をどう活用していくのかという話ですかね。

○ 伊藤嗣也委員

例えば鉄でも、何kg、何tあるのかによって、今物すごい値段が上がっていますから。

○ 山口智也委員長

その辺りも検討に入っていますでしょうかということですね。

○ 林ICT戦略課長

ICT戦略課、林でございます。

この工事業者を選定するに当たりまして仕様書等がございますので、その中のご指摘がございますようにどのぐらいものが利用できるかということで、そういったことも調整しながら業者を決めてございます。

ちょっと明確なその数字、量については今持ち合わせてございませんので、ちょっとこの場ではご回答できませんけれども、申し訳ございません。

○ 伊藤嗣也委員

何で伺っているかといいますと、その例えば鉄——分かりやすいので鉄としましょうか——がどれくらい発生するかよって、売却益はそのときここから引かれるのか、一体どういう契約になっておるのかということが知りたいんです。

一般的にはそのようにされるケースが多いもので、鉄は毎日の相場で変わりますので、そういう契約になっていなかったら、この契約に業者さんがその売却したのを利益として持っていくような契約やったら、これ、この金額じゃないのでね、実際。

○ 山口智也委員長

そこまで検討は入っていますかという。

大事な視点かと思うんですけど、そこまで検討されているかどうかですね。

○ 林 ICT 戦略課長

ICT の林でございます。

契約内容、ちょっと今確認したんですが、その売却益ということよりは単なるその年代もたっておりますので、処分費として要は仕様、工事契約をしているというふうにちょっと確認を取りました。

○ 山口智也委員長

ちょっとはっきりと答弁をお願いしたい。ちょっと聞こえづらいので。

○ 林 ICT 戦略課長

鉄を売って幾らとか、そういう売却益が入るという契約ではなくて、処分として単なる産廃扱いとしてやっているというところでございます。

○ 伊藤嗣也委員

産廃ですか、鉄が。

先日四日市港管理組合の同じような物件がありまして、そのこの契約はその解体で売却時の費用は契約金額から削除するという契約やったんです。だから、四日市市も当然そういうことを契約に入っていると思って今確認させてもらった。

これは議案やもんで、協議会じゃない。議案やから、ここは正確にご答弁いただかないといけないと思いますが。

物すごい鉄が出ます、これ。だから、もし今の答弁やったらね。丸もうけです。そういう入札はされたのか。だから、今からちょっと、これ。議案やから。

○ 林 ICT 戦略課長

ICT 戦略課、林でございます。

今の設計の見積りを見ると、廃材処分スクラップ費としか上がってないんですが、担当の所属部署と内容を確認して、ちょっとまた、お答えさせていただきたいと思いますが。

○ 伊藤嗣也委員

委員長、ここちょっと議案で大事な部分だと思うんです。

多分、事務屋さんですからどこかの部署に、技師に全部お願いしておると思うんです。

資料を頂けるんでしたら、今日じゃないとちょっとどうなのかなと。

○ 山口智也委員長

議決の判断に関わるということですか。

○ 伊藤嗣也委員

ええ。

○ 渡辺総務部長

今伊藤委員おっしゃるとおりプラスもあればマイナスもあるというお話だと思います。

これについては議案として私も上げさせていただいておりますので、今当然そう提案をいただいた以上お答えさせていただきたいと思いますが、ちょっと今手元の資料ではということでございますので、委員長、申し訳ないですが、ちょっとお時間いただいて休憩をいただければと思います。

○ 樋口龍馬委員

ほかの部分の議案に対する質疑を集めていただいて、ないのであれば50号、51号、52号については解決して、そこでもし休憩を取って資料を作成したりする必要があるのであれば、その部分だけ留保されたらどうですか。

○ 山口智也委員長

そのようにさせていただきます。

それでは、62号以外の50号から52号について、質疑がほかにございましたらお願いいたします。

○ 加納康樹委員

議案第52号に関してというよりも、どちらかというところの提出議案参考資料の調整の仕方についてお伺いをしたいんですけど、何かというところの104番の資料で52号が5ページにあるんですけど、そのその改正内容のところでは改正前、改正後で説明をしてもらっておるんですけど、1行当たりの文字数が1個ずれていることによってだんだんだんだん字面がずれていますよね。

結局、一番最後の改正後の(7)が1行飛んで書かないかんようなことになっていて、こういうことは調整のルールはないんでしょうかということがお伺いしたいんです。

議案書ではこんなことは多分あり得ないと思うけど、提出議案参考資料だとこんなことはあり得るものなんだ、チェックは働かないものなのかとか、その辺だけ教えてください。

○ 山口智也委員長

これはあえてこのように記載されていると僕は理解しておったんですけど、そうではないの。あえて分かりやすくこういうふうに1行ずらしているというふうに思っておったんですけど。

○ 長谷川総務課副参事兼課長補佐

総務課の長谷川でございます。

少し分かりにくくて申し訳ございません。

こちら見ていただきますと改正前の第1号四日市市土地開発公社、こちらは改正後は削除というような形になります。

したがいまして、このあえて1行ずらして土地開発公社の行は空白にしてございます。

一方で、2号の社会福祉法人四日市市社会福祉協議会、こちらは改正前では2号でございましたが、改正後はこの社会福祉法人四日市市社会福祉協議会は1号というふうに号がずれたというような意味でこのようにずらせていただいております。

最後ですが、改正後の第7号日本下水道事業団というのは、これは追加でございますので、改正前のところはないということで、そういった意味合いで1行ずらさせていただいたと、そういった趣旨になります。

○ 渡辺総務部長

今は行ずれの話をさせてもらいましたが、今の委員お話は文字ずれだと思うんです。

左側と右側を比べると、右側が1文字余分を取っているということで、比べるとずれが出てきて非常にこう対比するのが見にくいと、こういうご指摘かなと思います。

これについてのルールというのは特段ございません。ただ、こうやって出す以上、やっぱり同じように出さなくちゃいけないというふうには私も思いますので、今後は左右同じ形で出させていただくように努めさせていただきたいというふうに思います。

○ 山口智也委員長

そういうことか、ごめんなさい。失礼しました。ちょっと余計なことを言いました。

○ 加納康樹委員

いいですか。

ということで、でも、これの議案書の本冊を見ると当然そんなことは起こっていないわけで、議案書だときっちりチェック機能が働くんですか、これは。

たまたま委員会資料なのでちょっと雑になったと、そんな解釈でいいですか。

○ 森総務課長

総務、森でございます。

今加納委員おっしゃられるように議案本体とこちら議案参考資料のほうで若干作り込みの仕方に差異があるのではないかということですが、私どもとしましては、両方と見方は同じで作っておるつもりでございます。

決してどちらかを軽く見ておるとか、逆にどちらかをと両方一緒なんですけれども、たまたまこちらの表の中で、おっしゃられるようにたまたまワードの幅といいますか、これのちょっと広い、ちょっと狭いはずれてきたりということが私も不慣れなんですけど多々ございまして、先ほど部長から申し上げましたように今後こういうことがないように改めて気をつけてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

他に50号、51号、52号でご質疑ございますでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、先にこの3件を討論、採決を採らせていただいでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

それでは、まず、第50号の四日市市事務分掌条例の一部改正について、議案第51号四日市市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について、第52号の四日市市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 山口智也委員長

討論ございませんので、これより採決を行います。

反対表明がありませんでしたので簡易採決とさせていただきます。

議案第50号四日市市事務分掌条例の一部改正についてないし第52号四日市市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第50号 四日市市事務分掌条例の一部改正について、議案第51号 四日市市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について、議案第52号 四日市市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 山口智也委員長

それでは、留保しております62号については、休憩の後、再開させていただきますので、一旦休憩を取らせていただきます。また、再開はご連絡をさせていただきます。

○ 樋口龍馬委員

休憩の時間で確認ができるかどうかやっけていただいて、もしあれだったら他部局を先に回すというのも一つのやり方かと思いますので理事者のほうに時間を確認していただいたらいかがでしょうか。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

それでは、どれくらいの時間がかかりますでしょうか。

○ 渡辺総務部長

ありがとうございます。

今樋口龍馬委員のほうからお話ございましたが、他部局にも迷惑をかけてしまいますので、審議については他部局を進めていただいて、私どもは最後のほうにまた、この分についてご説明をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

それでは、そのように……。

○ 早川新平委員

何分ぐらいかも分からんの。

○ 渡辺総務部長

今伊藤委員からご指摘ありましたようにこの設計については営繕工務課のほうにお願いをしております、そちらとの調整になります。

今現在、営繕工務課の状況がちょっとはっきりしませんので、ちょっとお時間をいただきたいということでございます。

○ 山口智也委員長

それでは、先に他部局に移らせていただきますので、理事者の皆様は一旦入替えをさせていただきますのでよろしくお願ひします。

○ 樋口龍馬委員

確認です。

これ、次、総務部さんが入っていただいて、議案第62号のときには、議案第62号に関する職員のみということですのでよろしいですね、入室は。

○ 山口智也委員長

そのようにお願いいたします。ありがとうございます。

それでは、理事者の入替えを行いますので、委員の皆さん、しばらくお待ちください。

財政経営部に係る議案の審査に入ります。

まず、部長よりご挨拶をお願いいたします。

○ 荒木財政経営部長

財政経営部の荒木でございます。

財政経営部は予算議案及び一般議案1件、それと協議会ということをお願いしてございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

議案第41号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第8号）

第1条 歳入歳出予算の補正

第2款 総務費

第1項 総務管理費

第7目 財産管理費

第23目 諸費

歳入全般

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

第4条 地方債の補正

○ 山口智也委員長

それでは、総務分科会として議案第41号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、第2款総務費、第1項総務管理費、第7目財産管理費、第23目諸費、歳入全般、第3条債務負担行為の補正（関係部分）、第4条地方債の補正についてを議題といたします。

資料の説明を求めます。

○ 廣田財政課長

財政課長、廣田でございます。よろしくお願いいたします。

資料のほうはトップページから今日の会議に入ってくださいまして、総務常任委員会資料の中の202番、補正予算資料財政経営部、まず、歳出の補正予算のほうから説明をさせていただきます。

202番、補正予算資料、財政経営部でございます。

3ページをお開きください。よろしいでしょうか。

○ 山口智也委員長

よろしいですか。

じゃ、お願いします。

○ 廣田財政課長

3 ページ、歳出、補正予算の概要から再掲をさせていただきます。

議会費から教育費までずらっと一覧になってございますが、その中で、それぞれ個々の事業については次のページ以降からもそれぞれ説明はさせていただきますが、個別調書のないものについて、款2総務費の下から二つ目にまちづくり事業基金積立金がございます。

6億5269万8000円でございますが、これにつきましては、国体のコロナによる中止によって生じた一般財源相当額をまちづくり事業基金に積み立てる予算でございます。

1 ページめくっていただきまして、4 ページでございます。

債務負担行為の追加、変更、廃止と5 ページにわたって債務負担行為の一覧が並んでございます。

これにつきましても、財政経営部所管のものについては、次のページ以降でそれぞれ説明をさせていただきます。

1 ページめくっていただきまして、5 ページでございます。

繰越明許費が3本ございます。

繰越明許費についてもそれぞれ土木費、教育費のそれぞれの所管の課のほうで説明をそれぞれの委員会ですることとなっております。

参考といたしまして財政調整基金とまちづくり事業基金の残高の推移を記載してございます。

財政調整基金につきましては、この補正後に残高の見込みが138億9376万4000円となる見込みでございます。

まちづくり事業基金につきましては、先ほどの6億5000万円余りを積み立てた結果、29億2921万4000円となる見込みでございます。

説明はもう一枚めくっていただきますと6 ページでございますが、管財課長の説明と交代いたします。

○ 大森管財課長

管財課、大森でございます。よろしくお願いたします。

6 ページ、普通財産管理費、羽津会館法面整備設計業務委託費でございます。

管財課が所管いたします普通財産の土地のうち、がけ等を有する土地の危険性について調査しましたところ、自然災害によりのり面部分が崩落するおそれが判明しましたので

り面整備工事を実施するものでございます。

内容といたしましては、令和4年度の工事に向けて今年度中に測量設計を実施する予定でありましたが、のり面の勾配が急であることから、様々な工法を検討する必要があり、測量、設計の前に地質調査を実施いたしました。

そして、近年の災害の状況からも早急に対策を講じる必要があることから、地質調査と測量に続いて設計を実施させていただきたく経費の増額補正をお願いするものでございます。補正予算額は640万円でございます。

そして、議案聴取会全体会におきまして、荻須議員から追加資料請求をいただきましたので、タブレットの戻るを押していただきまして、110番、11月26日追加配付、11月補正予算参考資料（第8号）（追加分）をご覧ください。

よろしいでしょうか。

3ページでございます。

崩落対策の必要性の判断についての資料をお願いいたします。

管財課が所管しております土地の現地確認を行い、斜面や周辺の人家等の状況を考慮して崩落対策の必要性を判断しております。

管財課の土地の中で①、土砂災害（特別）警戒区域に所在または隣接する普通財産は16件ございます。

また、②の急傾斜地崩壊危険区域に所在または隣接する普通財産は4件ございます。

③の①、②以外で急傾斜地を有する普通財産は10件ございます。

そのうち、必要性について検討するのが2件ございました。

1件は①の中に水沢町本郷山林というところがございます。樹木が倒れたり、それに伴い斜面が崩れたりすることがあるんですけども、景勝地であるもみじ谷の一部でございますので、その都度、地元や観光交流課と連携を図りながら対策を講じております。

こちらにつきましては、以前に一部のり面吹きつけ工事を実施した経緯がございます。

次に、③のうち羽津会館につきましては、のり面部分の崩落のおそれがあり、隣地に人家等もありますので、今回のり面整備をお願いするものでございます。

現在はこの2件でございます。

説明は以上でございます。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

○ 廣田財政課長

財政課長、廣田です。よろしくお願いします。

先ほどの追加資料から戻るボタンを押していただきまして戻っていただきまして、もう一度先ほどの202補正予算の歳出の参考資料の7ページにお戻りください。

7ページの過年度国県支出金等返還金のページでございます。

よろしいでしょうか。進めさせていただきます。

過年度国県支出金等返還金ということで、令和2年度に実施した補助事業に係る国庫支出金、県支出金、これが受入額が実績額を上回ってたくさんもらい過ぎておりますので、その部分について国のほうに返還をするために補正を行うものでございます。

国庫支出金といたしまして22件、県支出金といたしまして11件、合わせまして4億5546万5000円となっております。主に厚生労働省に返還するお金でございます。

説明は以上でございます。

また、交代いたします。

○ 大森管財課長

管財課、大森でございます。

資料8ページをご覧ください。

債務負担行為の自動車運行管理業務等委託費でございます。

市長車、副市長車、議長車、マイクロバス等の運行管理、一元管理公用車に関する業務でございます。

限度額につきましては、5706万9000円でございます。

期間は令和3年度から令和6年度まででございます。

続きまして、9ページをご覧ください。

債務負担行為の公用車管理システム更新委託費でございます。

公用車管理システムは、行政内部システム内に組み込んで運営しております。

ウェブブラウザとしてインターネットエクスプローラを使用しておりますが、令和4年6月15日にサポート終了となります。

また、令和5年4月1日には行政内部システムの更新も予定されておりますので、I E

サポート終了に伴うシステム構築作業と行政内部システム更新に伴う構築作業を行うもの
でございます。

債務負担行為の限度額は1620万円で期間は令和3年度から令和4年度まででございます。
続きまして、10ページをご覧ください。

債務負担行為の北館を含みます市庁舎及び総合会館総合管理業務委託費でございます。
施設の設備管理、警備保安、清掃業務を委託するものでございます。

内容といたしましては、電気・空調・給排水衛生設備等、建築設備の運転保守管理業務、
巡回監視等の警備保安業務、日常清掃等の清掃業務でございます。

債務負担行為の限度額は5億4200万円でございます。

期間は令和3年度から令和4年度まででございます。

続きまして、11ページをご覧ください。

債務負担行為の市庁舎電話交換業務委託費でございます。

市庁舎北館、総合会館における電話交換及び館内放送の業務委託費でございます。

債務負担行為の限度額は3590万円、期間は令和3年度から令和6年度まででございます。
続きまして、12ページをご覧ください。

施設保守管理委託費等に要する経費でございます。

市庁舎空調用冷温水発生機保守点検業務委託費でございます。

市庁舎地下2階に設置の2台の冷温水発生機本体及び制御装置の点検、調整、塵埃除去
等の保安作業を年4回実施するものでございます。

債務負担行為の限度額は178万4000円でございます。

期間は令和3年度から令和4年度まででございます。

続きまして、北館を含みます市庁舎及び総合会館自動ドア保守点検業務委託でございま
す。

28台の自動ドアの点検、清掃、調整等の保守作業を年2回実施するものでございます。

債務負担行為の限度額は74万5000円でございます。

期間は令和3年度から令和4年度まででございます。

続きまして、総合会館空調設備機器保守点検業務委託費でございます。

10台のチラーユニット及びその他付属する補助機器の点検、清掃、調整等の保守作業を
年4回実施するものでございます。

債務負担行為の限度額は84万7000円でございます。

期間は令和3年度から令和4年度まででございます。

説明は以上でございます。

○ 廣田財政課長

続きまして、次のページ、13ページでございます。

事務用機器等運用経費といたしましてコピー機が34台、清掃用のモップ、事務所とかのダスキンのやつ、それを地区市民センターの分、それから、車両といたしまして13台、残りはシステムとかソフトウェアのライセンスのリース費用でございます。

限度額といたしまして8621万6000円を計上してございます。

歳出の説明は以上でございます。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

資料のほうに戻っていただきまして、211番の補正予算資料（歳入）でございます。

211の補正予算資料（歳入）でございます。

3ページをお開きください。

よろしいでしょうか、進めさせていただきます。

3ページ、一般会計の歳入でございます。補正予算の概要を再掲してございます。

上から款1市税、法人市民税、固定資産税償却資産の分でございますが、こちらにつきましては、次のページで詳しくご説明をさせていただきます。

それから、款16から款23の市債まで、これらは各歳出事業の特定財源でございまして、それぞれ事業のほうで説明を各所管課のほうでさせていただく分でございます。

それから、款20の繰入金ですが、その中で上から二つ目、財政調整基金繰入金、それから、まちづくり事業基金繰入金といたしまして1750万9000円と922万7000円の減額補正が計上してございますが、こちらにつきましても次ページで別資料がございまして、こちらで詳しく説明をさせていただきます。

それから、款23の市債でございまして、全部で9件でございまして、こちらの市債の発行抑制等といたしまして22億2250万円の減額を計上してございます。

1ページおめくりください。

4ページでございます。

こちらで市民税課長に説明を交代させていただきます。

○ 清水財政経営部次長兼市民税課長

次長の清水でございます。

私からは一般会計補正予算歳入のうち、市税の部分についてご説明申し上げます。

説明は引き続き、予算常任委員会資料歳入、財政経営部の4ページをお願いいたします。

今回市税全体で25億7000万円の増額補正をお願いするものでございます。

まず、法人市民税でございます。

こちらは国の税制改正によりまして、税率が10.9%から7.2%に引き下げられたことによる影響とまた、新型コロナウイルス感染症による経済停滞の状況から輸出を事業とする製造業を中心に業績が回復基調に転じたことによりまして補正を行うものでございます。

補正額は19億3000万円の増額でございます。

続いて、固定資産税の償却資産でございます。

こちらは企業の設備投資が当初の見込みを上回ったことによる補正でございます。

補正額は6億4000万円の増額でございます。

私からの説明は以上でございます。

○ 廣田財政課長

続きまして、同じ資料2番の繰入金でございます。

款20繰入金です。

一つ目、財政調整基金繰入金でございます。

1750万9000円の減額補正でございます。

これは歳入歳出の収支差調整による補正でございます。

今回補正後の残高見込みといたしまして、138億9000万円余りとなる見込みでございます。

二つ目、まちづくり事業基金繰入金でございます。

922万7000円の減額でございます。

こちらにつきましては、充当先事業でありました市美展、それから、郷土が誇る芸能大会がそれぞれ中止となったことに伴いまして、そちらの充当額となっておりました基金がその分財源が不要となるということで基金に戻すものでございます。

今回補正後の残高見込みといたしまして29億2900万円余りとなる見込みでございます。

歳入についての説明は以上でございます。

○ 山口智也委員長

説明ありがとうございました。

それでは、ここからは質疑に移らせていただきます。

質疑がございましたら、挙手にてご発言願います。

○ 森 康哲委員

公用車の一元管理のところで、地下駐車場の使い方についてお尋ねするんですが、今現在コロナの関係で2台駐車スペースを設けて対応していると思います。

そこがもともと職員の乗り降りまたは荷物を搬入するスペースになっていたんですが、それを代替のところをつくらずにコロナ対応したために、かなり今危険な状態になっていると思うんです。

というのは、コーンを置いてそこが使えなくなったがために出入りするゲートの近辺に車で乗り降りをされたり、それを避けるためにニアミスで出る車と入る車が衝突しそうな場面も見受けられますので、その辺、整理したほうがいいと思うんで、考え方をお尋ねしますが。

○ 大森管財課長

管財課、大森でございます。

現在、森委員おっしゃるようにコロナ対策ということで、コロナワクチンの搬送ということで地下のこれまで職員が荷物を載せたりするスペースを現在、コロナワクチンの運搬のほうに利用しておるという現状でございます。

ただ、大変職員にも迷惑のほうをかけておるところではございますが、現在はワクチンの運搬もかなり減っているというところもございますので、現在はワクチンの搬送がない日は職員で使用するような形に周知のほうをさせていただいたと。

また、運転というか、地下の作業については十分注意するようということで掲示板のほうにも上げさせていただいたところでございます。

ですので、コロナにつきましては、ほかにコロナのワクチンを運搬するスペースというのがなかなか確保できない現状がございますので、何とか現在の空いている日は職員が使って、ワクチンの運搬のときはワクチンの運搬で使わせていただくというような形でもう

しばらくお願いできればというふうに思っております。

以上でございます。

○ 森 康哲委員

職員さんの荷物の搬入なんかでは、女性の方もみえてなかなか力仕事が苦手な部分もあると思うんです。

それをじゃ、無理やりコロナ対応するから車の近くまで行けというのもこれは酷な話だと思うんです。

一番は安全対策だと思うので、コロナだからごめんねというのではなくて、何か代替案を考えないと事故が起こってからでは遅いと思いますので、例えば議長車、市長車がずっとあそこに2台とまっていますよね。

だけど、いずれも運転手がいるんだから、必要なときにあそこで乗り降りができるようにスペースだけ空けておいて、ふだんは違うところへ止めて対応するとか、そういう工夫ができないものかなと思うんですが、部長、その辺、考え方を教えてください。

○ 荒木財政経営部長

財政経営部、荒木でございます。

この件につきましては、かねてから危ない、危険性があるということで、当然課長のほうからあるいは部長会でも職員の乗り降り、そういった場面できちっと注意を払うことというような指示もございましたし、私どもも管財課長に指示して何とか工夫ができないかというようなことも検討していたところでございますが、今委員おっしゃられたようなことも含めまして、ちょっと対応策を考えていきたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員

市庁舎及び総合会館総合管理業務委託費、10ページの。債務負担行為ですけど、これ、

空調とか、電気とか、給排水の関係なんですが、空調のときに当然機械式換気を今しておると思うんですけど、ビル管理法の数値をクリア、現状はしていなかったなので、データを見せてもらって。

今回のこれで5億4200万円をかけて、要はコロナに対して立ち向かっていくために機械式換気の改良、要はビル管理法に基づいた数値内でクリアできるというようなことも入っておるのでしょうか。

○ 大森管財課長

管財課、大森でございます。

今回のこの総合管理業務委託につきましては、日々の例えば空調を入れていただいたり、清掃していただいたり、日々の管理をお願いする業務委託でございます。

設備の更新とか、そういったことをする内容ではございませんので含まれてはいないということでございます。

○ 伊藤嗣也委員

そうすると、コロナの第6波云々ということは全く視野に入っていないという理解をしておけということですね。

○ 大森管財課長

コロナ対策につきましては、これまでもいろいろ、朝消毒していただいたりとか、この業務の中でやっていただいておりますというところがございます。

それを引き続きやっていくというところでご理解いただければというふうに考えております。

○ 伊藤嗣也委員

この程度にしますけど、やはりビル管理法という法律がある以上、市が法律を守らんとするのはいかがなものかと思っておりますので、十分検討すべきだと私は思います。

部長からその辺の考え方だけでもお聞かせいただけませんか。

○ 荒木財政経営部長

委員おっしゃられた指摘につきましては、例のCO₂濃度のことだと思います。

これも8月ぐらいでしたか、測定器を購入させていただきまして、数か所その1000ppmを超える部署が一部ございました。

そこにつきましては、換気を促すとともに、まず課長申しましたようになかなか抜本的に設備を更新するというようなところまでいきませんもんで、その測定器を用いまして1000ppmに近づけば換気をするとか、そういった工夫を呼びかけるようにしてございますもんで、まずはそちらの対応で、ソフト的な対応というようなことで私ども管理していきたいというふうに考えています。

よろしく申し上げます。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。

ただ、CO₂計が足らんという声が各課から入ってきておるもので、また、その辺もよろしく申し上げます。

以上です。

○ 山口智也委員長

他にございますでしょうか。

よろしいですか。

(なし)

○ 山口智也委員長

じゃ、ございませんので、これより討論に移らせていただきます。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、ございませんので簡易採決とさせていただきます。

議案第41号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、第2款総務費、第1項総務管理費、第7目財産管理費、第23目諸費、歳入全般、第3条債務負担行為の補正（関係部分）、第4条地方債の補正については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○ 山口智也委員長

ご異議なしと認め本件は可決すべきものと決しました。

続いて、全体会に送るべきとする事項の確認を行います。特にご提案ございますでしょうか。

（なし）

○ 山口智也委員長

それでは、ございませんので全体会送りなしさせていただきます。

〔以上の経過により、議案第41号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、第2款総務費、第1項総務管理費、第7目財産管理費、第23目諸費、歳入全般、第3条債務負担行為の補正（関係部分）、第4条地方債の補正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

○ 山口智也委員長

それでは、続きまして、ここからは総務常任委員会として議案第53号四日市市特別会計条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、資料の説明を求めます。

（発言する者あり）

○ 山口智也委員長

そっか、ごめんごめん。理事者の入替えがありますので、お願いいたします。

ちょっと若干の休憩を入れさせていただきます。

13:54 休憩

13:59 再開

○ 山口智也委員長

じゃ、皆さんお集まりいただきましたので、再開をさせていただきます。

議案第53号 四日市市特別会計条例の一部改正について

○ 山口智也委員長

ここからは総務常任委員会として議案第53号四日市市特別会計条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について資料の説明を求めます。

○ 廣田財政課長

財政課長、廣田でございます。よろしくお願いいたします。

資料のほうは104番、提出議案参考資料の6ページでございます。104番、提出議案参考資料の6ページでございます。

第53号四日市市特別会計条例の一部改正についてでございます。

6ページでございます。

よろしいでしょうか、6ページでございます。

特別会計条例におきまして、住宅新築資金等貸付事業の規定がございます。

この貸付事業につきましては、貸付資金の原資である市債の償還業務を行ってまいりましたが、今年度、令和3年度をもって市債の償還が終了いたしまして、滞納債権の貸付金の回収業務のみと令和4年度以降はなる見込みでございまして、あえて特別会計として会計を区分して経理する必要性がなくなってきたということで、本特別会計を廃止するためにその関係の号を削除して特別会計条例を改正するものでございます。

説明は以上でございます。

○ 山口智也委員長

ありがとうございました。

それでは、ご質疑がございましたら挙手にてご発言願います。

○ 加納康樹委員

全然こっちに向かってしゃべることなんですけどこれ、議案書の33ページでよかったですね。

○ 山口智也委員長

議案書としては何ページ。

○ 加納康樹委員

審査順序を見ると3ページになっていて、3ページを探してもなかったの。

○ 山口智也委員長

申し訳ございません。

○ 加納康樹委員

確認です。

○ 山口智也委員長

大変失礼しました。

それでは、別段質疑はございませんので、討論はございますでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、討論はございませんので採決を行います。

議案第53号四日市市特別会計条例の一部改正については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第53号 四日市市特別会計条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 山口智也委員長

それでは、ここからは協議会に移らせていただきますので、理事者の皆様、入替えをお願いいたします。

14 : 06 休憩

15 : 03 再開

○ 山口智也委員長

皆さん集まっていただきましたので、再開をさせていただきます。

これよりはシティプロモーション部に係る議案の審査に入ります。

まず、部長よりご挨拶をお願いします。

○ 森シティプロモーション部長

シティプロモーション部でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

長いお時間、お疲れの後とは思いますが、また、よろしくお願い申し上げます。

我がシティプロモーション部は、まず広報マーケティング課の債務負担行為、そちらの補正5件をご審議お願いいたします。

その後、観光交流課のほうの協議会を一つお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○ 山口智也委員長

よろしくお願ひします。

議案第41号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第8号）

第3条 歳入歳出予算の補正（関係部分）

○ 山口智也委員長

それでは、予算常任委員会総務分科会として議案第41号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）についてを議題といたします。

本件について資料の説明を求めます。

○ 秦広報マーケティング課長

広報マーケティング課長の秦です。よろしくお願ひいたします。

私からは、ただいま委員長からありましたように議案第41号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第3条債務負担行為の補正中、シティプロモーション部に関する部分についてご説明をいたします。

資料はタブレット画面左側のホーム画面左上の今日の会議内の総務常任委員会分科会その中の203_（修正後）補正予算資料（シティプロモーション部）内の予算常任委員会資料令和3年度一般会計補正予算（第8号）全5ページになります。

皆さん、よろしいでしょうか。

それでは、説明をさせていただきます。

まず、資料、タブレット5分の3ページをご覧ください。

シティプロモーション部において債務負担行為の補正を行う事項につきましては、資料に記載の5項目でありまして、全て広報マーケティング課の所管となります。

いずれも来年度実施予定の委託業務におきまして、新年度当初から取り組む必要があることから、今年度中に入札や契約の締結を行ってまいりたい業務につきまして、債務負担行為の補正をお願ひするものでございます。

期間はいずれも令和3年度から令和4年度、いわゆる令和3年度ゼロ債務案件となりま

す。

各項目について順次ご説明します。

資料はタブレット5分の4ページをお願いします。

まず、広報よっかいち作成業務委託です。

本件の業務は広報マーケティング課の業務の中で最も大きな予算を伴う主要業務でありますので、この4ページの個別調書によりご説明をいたします。

なお、この個別調書につきましては、事前に行われました当常任委員会の正副委員長レクの際に委員長のほうから小見出しの3番のところの債務負担行為の直後に（追加）という表記が漏れているというご指摘を受けまして、予算常任委員会の正副委員長にご了承いただいた上で訂正した資料に差し替えて本日の資料とさせていただいております。

直前での資料修正となりましたこと、誠に申し訳ございませんでした。

さて、広報よっかいちは毎月5日に上旬号を、20日に下旬号を発行しております。

上旬号は全ページフルカラー印刷で特集ページを中心に本市の魅力や市政情報を掲載する構成としております。

一方、下旬号は2色刷りで市民生活に必要なイベントや募集内容、予防接種などの情報を掲載する構成としております。

広報よっかいちは各戸配付により市民の皆さんにお届けをしております。来年度の発行部数は今年度と同程度の約14万5000部を見込みまして、また、魅力発信号と位置づけた号外は年間4回の発行予定とし、プラス1000部の約14万6000部を見込んでおります。

限度額は8648万2000円です。

続きまして、資料5分の5ページをご覧ください。

二つ目の外国語（ポルトガル語）版広報作成業務委託からご説明をいたします。

本市に多く在住するポルトガル語を母語とする外国人市民の方々に向けて、ポルトガル語による広報紙を作成し学校等を通じて家庭に配付をしております。

発行回数は月1回、うち7月と8月号は合併号として発行し、限度額は記載のとおりでございます。

続きまして、コミュニティFM市政情報提供番組制作・放送業務委託です。

C T Y - F Mによる番組制作及び放送でありまして、四つの番組に取り組んでおります。

その四つの番組とは、特に周知が必要な市政情報を取り上げて紹介するマンスリーよっかいち、市内で活躍している個人や団体に焦点を当て、活動内容を紹介する四日市わいわ

い人探訪、人権の大切さについて啓発を行う人権を確かめあう日、ポルトガル語により市政情報などを発信するアロー！四日市、この四つでございます。

来年度も引き続きこれらの四つの番組を継続いたしたく、4件合わせての限度額は記載のとおりでございます。

次に、インターネットの自動翻訳サービスの業務委託です。

昨年度、令和2年度から英語、ポルトガル語、中国語、スペイン語に韓国語とベトナム語の2言語を加えた全6か国語により本市のホームページを自動翻訳するサービスを行っておりまして、限度額は記載のとおりでございます。

最後に、定例記者会見等音声ファイルの反訳の業務委託でございます。

市長定例記者会見などの際の音声ファイルを反訳し議事録を作成するものでございまして限度額は記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 山口智也委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質問がありましたら挙手にてご発言願います。

○ 森 康哲委員

インターネットの自動翻訳サービスの業務委託とか、外国語の広報番組、ポルトガル語のところなんですけれども、外国人に正確な情報を伝えるという意味で、もともとのその翻訳機能を有したアプリケーションがあるんですけど、そういうのを活用したこと、検討したことってありますか。

○ 秦広報マーケティング課長

広報マーケティング課長の秦です。

まずもって市のホームページは今もご説明したように自動翻訳サービスで6か国語に対応しておりますが、委員のおっしゃるそのアプリというのでカタログポケットというのがございまして、そちらのほうは市の広報紙をそのアプリを使って、こちらのほうは10言語、10の外国語で対応するようにそういったサービスをやっております。

○ 森 康哲委員

先週のことなんですけれども、フィリピン人のお母さんから問合せがあって、自分の子供が保育園に入りたいと。手続したんですけども、来年の4月まで入れない。その子は4歳の男の子だったんですけど、理由がコロナで今休園中だという説明で4月に入る予定だったのが来年の4月まで1年間休園と言われたらしい。

問合せをしたところ園長先生の通訳ミス。4月いっぱい制限がかかっている休園だと。1年間ではなくて1か月やったんですね。入園手続、済んでいるのにずっと家にいた。

今、今週から通っているんですけども、言葉の行き違いでやはりそういうミスも現実起きていますので、正確に伝えるためには一つの媒体ではなくて、ちゃんと相手に伝わったかどうか問題になってくるので、しっかりその辺のところをどうやってやったら伝わるのかなというところもずっと研究しながらやってほしいんですけども。

そういうアプリケーションの広報だけじゃなくて、ほかの部署でも活用できるような紹介とか案内、そういうのをやられたらどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 森シティプロモーション部長

森でございます。

確かにおっしゃられる問題点、大事なことだと思っております。

今現在たしか市民文化部のほうで、そういう対面ではないんですけども、こういうものを使って言語の補いをするというような取組をやっていると思います。

ですので、私どもも今その課長が申しあげましたアプリケーション、それから、こういうホームページ上のものも使っておりますが、さらにいろんな場面でどうしていくのが一番いいかはこれからも研究していかなければいけないと思っておりますので、十分その辺は観点として持ちながら広報活動を努めてまいりたいと思います。

○ 山口智也委員長

他にございますでしょうか。

○ 加納康樹委員

同じくそのインターネット自動翻訳サービス業務委託に絡んでなんですけど、4か国語のときも古くはそうだったんですけど、4か国語から韓国語、ベトナム語も追加というの

も私が一般質問させてもらって対応いただいているというところは感謝をしているんですが、そうやってせえと言っておいて僕、ちょっと気になっているんですけど、4から6か国語に増えることによってコストってやっぱり上がったんですか。

○ 権野広報マーケティング課主幹

広報マーケティング課の権野です。

2か国語の分のシステム開発費と今後の翻訳代というものがプラスされております。

大体年間で運用費が5万8000円ほどプラスされているような形となっております。

以上です。

○ 加納康樹委員

分かりました。

○ 早川新平委員

広報よっかいちの作成業務委託費で上旬、下旬号は14万5000部で、号外が1000部多いんやけど、これはどういう理由なんですか。

○ 秦広報マーケティング課長

広報マーケティング課、秦でございます。

これ、1000部多いのは号外を組むということで、それぞれ担当課の特集すべき内容がありますので、余分な分は関係所属でその事業のPR等で使用するために1000部多く印刷するようにしております。

○ 早川新平委員

あくまでもちょっと分からなかったんでお伺いしたんですけど、この1000部の有効利用というのは当然うまく配付はされているんやろうなと思うているんやけど、もう一点は先ほどのポルトガル、外国語のところなんかの読んでもらった方たちからの印象とか、そういうものってちゃんとお伺いしているのかな、配って終わりとか、そこだけちょっと聞きたいんだけど。

例えば日本語であれば各家庭からいろんな批判とか言葉がダイレクトで我々のところへ

届くんやけど、こういうポルトガル、笹川中心とか、そういった方々の反応というのは、つかんでみえるんかどうか、それ、ちょっとお伺いしたいんですが。

○ 森シティプロモーション部長

森でございます。

反応のほう、最近は特に伺ったということはないんですが、大分前にはなるんですけども、これが有効活用されているかどうかというのを共生サロンとか、そういったところを通じてお聞きしたことはございます。

ただ、最近は確かにそういうことを聞いておりません。

ただ、これをどういうふうにお配りをしているかと申しますと、そういう方がいらっしゃる学校のほうに必要部数をお渡しして、お子様がそれをお持ち帰りになって家庭で保護者の方とご覧いただくようお願いをしてやっておるものでございます。

以上です。

○ 早川新平委員

最後にしますけど、大変なことなんやろうけれども、日本人なら言語のやり取りでこういうキャッチボールができるんだけど、そういう方々はこういうふうな状況が知りたいんだよとか、そういうアフターサービスというのかな、そういったもの、やっぱりちょっと1年に1回ぐらいは考えて、よりいいものをつくってやる、出すだけではなしに、その方々が何を求めているかというところもやっぱりリサーチしていかないかなかなとは思っているんで、これは意見です。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、ないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 山口智也委員長

ございませんので、分科会としての採決を行いたいと思います。

全体会に送るか否かは、採決の後にお諮りいたします。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決をさせていただきます。

議案第41号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会送り、提案はございますでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、なしとさせていただきます。

[以上の経過により、議案第41号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 山口智也委員長

次に、ここから協議会をさせていただきますので、入替えを一部お願いしたいと。

15：19休憩

○ 山口智也委員長

それでは、これより議会事務局に係る議案の審査に入ります。
まず、局長よりご挨拶をお願いいたします。

○ 北住議会事務局長

お疲れのところありがとうございます。
議会事務局としまして、今回債務負担行為の追加1件、議会だよりのゼロ債務でございます。よろしくをお願いいたします。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

議案第41号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第8号）

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 山口智也委員長

それでは、予算常任委員会総務分科会として議案第41号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）についてを議題といたします。
本件について資料の説明を求めます。

○ 山路議会事務局次長兼議事課長

議事課長、山路でございます。
私のほうからは議案第41号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、この中の債務負担行為の補正の議会事務局関係部分についてでございます。
説明につきましては、補正予算参考資料で行います。
総務分科会のフォルダの中の107_令和3年11月補正予算参考資料をご覧いただきたいと思っております。

こちらの資料の70ページをご覧ください。よろしいでしょうか。

業務事務処理委託等に要する経費でございます。

よっかいち市議会だより印刷業務委託、こちらにつきましては、各定例月議会などの審議内容、議会の情報をまとめまして議会だよりを印刷する業務委託でございます。

債務負担行為限度額は1332万3000円、期間は令和3年度から令和4年度でございます。

令和3年度につきましては契約行為を行いまして、4月当初から業務を委託することとなります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ **山口智也委員長**

ありがとうございました。

それでは、ご質疑がございましたら挙手にてご発言ください。

○ **加納康樹委員**

実はこの債務負担行為とは関係ないんですが、教えてほしいのとは何かというと、今回の議会で市長の議案説明の訂正に至るのが議会費のところだったんですけど、何であんなことが起きたんですか。

議会費についてはというくだりを書かされて、議会事務局としてはノーチェックで通っていくものなんですか。

○ **北住議会事務局長**

原稿自体はうちでチェックしているということはありません。

議会費についても財政経営部、総務部のほうで作成いただいておりますので、議会事務局が事前に目を通したというものではございません。

○ **加納康樹委員**

僕たち、悪くない、あいつが悪いんだということはよく分かりました。

(発言する者あり)

○ 山口智也委員長

そうしたら、他にございますでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、ないということで討論もよろしいですね。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、採決を行います。

議案第41号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会送りもよろしいでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、なしとさせていただきます。

[以上の経過により、議案第41号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 山口智也委員長

それでは、議会事務局所管部分の議案審査を終了いたします。

それでは、理事者の入替えを行います。総務部の留保しておいた部分。

そうしたら、休憩を入れさせてもらいまして午後4時20分に再開とさせていただきます。

16:14 休憩

16:21 再開

○ 山口智也委員長

留保しておりました議案第62号について質疑を再開させていただきます。

資料のほうを整えていただきましたので、まず、資料の説明からお願いをしたいと思います。

○ 林ICT戦略課長

ICT戦略課長の林でございます。

一番最後までどうもすみません。申し訳ございません。

それでは、委員のほうから鉄などのスクラップの処分費を工事費から差し引いて契約しているのかどうかというご質問ございまして、そのときに明確なお答えはできませんでしたので資料を整えてご説明をさせていただきます。

まず、今回の解体工事の内訳でございます。

①から⑤までございまして、①の直接工事費の中に解体工事とイの廃材処分・スクラップという項目がございました。

私どもの持っていました明細がここまでしか書いてございませんでしたので、特にそのスクラップ処理費として何かをしているというふうにはちょっとお答えができませんでした。

これを所管します営繕工務課のほうに確認いたしましたところ、イの廃材処分・スクラップの中でスクラップ処理費については相殺をしているということを確認が取れました。

2点目の、じゃ、このスクラップ処理費についてでございます。

どういうふうになっているかというところで、社屋を解体したときに発生する鉄骨や鉄筋について、あらかじめどのぐらいスクラップ量が出るかというのを積算してございまして、

その量と工事を発注する直前の鉄の単価——今回の場合は8月時点でございますが——を掛け合わせた金額をスクラップ控除として工事費から差し引いているということでございました。

なお、鉄の単価につきましては、雑誌ですけれども、建設物価あるいは積算資料この雑誌がございますので、その平均値を採用しているということでございました。

これは8月時点の単価になりますので、委員からもご指摘ございましたように今の時点で鉄の単価が変わったらどうなるんやということでございました。

これについては3番目の工事請負代金額の変更というのがございまして、工事請負契約書の第26条に賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更についてという記載がございます。その第5項に工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときには請負費代金額の変更を請求することができるというふうに書いてございますので、この条項に従いまして市側も業者側も処理をするということになってございます。

説明は以上でございます。

○ 山口智也委員長

ありがとうございました。

それでは、質疑を再開します。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございました。

空氣的には早よ終われという空気が漂っておりますので、ただ、先ほども財政経営部さんのほうでこれから公共施設の適正化の検討の説明の中でスクラップ化というのがどんどん市々の施設でも出てくるという中、ルールをきっちり四日市市として決めておく必要があると思います。

ちなみになぜ質問したかという、四日市港管理組合議会の副議長を三木さんにやってもらっているから、存じ上げているんですけども、四日市港管理組合は三重県に倣ってやっておるわけですが、どうしておるかという答弁ですけども、スクラップの単価は年度ごとに設定されていると。ここは年度ごとに設定しておるという。

発注時期に合わせた単価で発生した量に乗じて積算し、そのスクラップ代は控除してい

るというのが正式な答弁でした。

私もちょっと若干ニュアンス、間違っておったんで今この場で申し上げた次第でございます。

このようなルールをきちっとつくっておいていただきたいというのが今回お願いしたことです。

本来ならどのぐらいの量やったんやとか、幾ら引いたんやとか、そんなのまで突っ込まなあかんかもしれないですよ、議案やで。

だけど部長が、よく私の思いは多分分かっていただいておりますので、四日市としても今後のスクラップ工事がたくさん出てくると思いますので、ルールをつくっていただいて入札に持っていくという。

設計費の段階でそういうのは分かりますから、調査しますから。図面を見たり、現場を見たりして。だからより正確な数量、あとはどのタイミングでの単価にするんやということもぜひルール化していただきたいというお願いをして私の資料要求に関する質問は終わりたいと思いますが、部長、一言だけいただけませんか。

○ 渡辺総務部長

今伊藤委員おっしゃるのは恣意的な形では駄目だというお話かと思います。

税金を使って仕事を発注すると。その中でプラスの要因もあるわけですので、その辺を明確にするようにというご指摘だったのかなというふうに理解をさせていただきました。

これは営繕工務課ともちょっとお話をさせてもらう必要があると思いますので、そのように進めていきたいというふうに思います。

○ 伊藤嗣也委員

どうかよろしくお願いします。期待しております。

ありがとうございました。

○ 早川新平委員

ありがとうございました。

伊藤委員が指摘したことで、一番最後の3番で請負代金額の変更を請求することができるとなっているということやで、できるというふうになっているのですんやね、あまり

ひどかったら。

条項としてはできることになっているんやけど、せんでもいいわけや。だから、そのこの契約のことがどうなっているかというところを詰めやんと、この言葉遊びではなしに。契約条項にそこまできっちりうたってあるのかなということだけ確認したい。

○ 山口智也委員長

変更契約。

○ 早川新平委員

いや、これ、契約って気になるわ。

○ 渡辺総務部長

これは契約書に書いてある文言でございますので、これが答えという言い方しかできないんですけれども、その例えば100万円の工事から例えば10億円の工事とか、いろいろな工事の規模も幅がございます。

その中でただ少額なもの、高額なものというこういった手続的な区分も設けてございますので、これはある一定の、1割ほどと私は聞いていますけれども、ある一定のその金額を設定した上で業者さんと協議をしていくというのが現実的な対応になっているということでございます。

○ 山口智也委員長

1割とおっしゃいましたけど、よろしいですか。

○ 渡辺総務部長

すみません、10倍を言ってしまいました。1%でございます。失礼しました。

○ 山口智也委員長

1%を超えた場合は請求できるということでございます。

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、討論に移らせていただきます。

討論はございますでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

討論なしとさせていただきます。

討論ございませんので簡易採決でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

それでは、議案第62号工事請負契約の締結について一旧三重ソフトウェアセンター社屋解体工事一は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第62号 工事請負契約の締結について一旧三重ソフトウェアセンター社屋解体工事一について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 山口智也委員長

それでは、以上で総務部所管部分については終了とさせていただきます。ありがとうございました。

委員の皆さんはしばらくお待ちください。

それでは、あと短時間でいきたいと思います。もう少しだけご協力をお願いいたします。

まず、休会中の所管事務調査についてですけれども、年間予定では来年の1月17日の月曜日となっておりますけれども、ちょっとご都合が悪いというのもちらっとお聞きはしておるんですけれども、この日はちょっと駄目だという方、おられたら。

お二人みえますかね。

そうしますとちょっと川合さん、別の日の案があったらお願いします。

○ 川合議会事務局主事

事務局、川合でございます。

公務等々を見ておりますと1月17日の週は全てちょっと難しそうです。

1月28日ですと一つ候補としてございます。その後、1月31日の午前中もしくは2月1日の辺りが公務を見ておりますと空いておりますので、いかがかなと思います。

○ 山口智也委員長

1月28日は午前、午後どちらでしょうか。

○ 川合議会事務局主事

どちらも時間的にはよさそうです。公務的には。

○ 山口智也委員長

1月28日は午前、午後どちらもいい。

1月31日は午前、2月1日は午前、午後。

○ 川合議会事務局主事

2月1日もそうですね。

○ 山口智也委員長

2月に入りますと少しすると議会がまた、始まってきますので、大体もうこの辺しかないのかなと思うんですけれども、一応予定としましては前回まだ終わっていません公有地

の有効活用についてというのと、あと、本市の入札制度についてというのを引き続きさせてもらおうかなと思っておるんですけども、そうすると二つですので午前中1本では難しいかなと思いますが、例えば1月28日の午後、都合の悪い方がおられますでしょうか。

○ 樋口龍馬委員

1月28日なんですけど、議長が出る予定の会議がありまして、その会議がもしかするともう一本ブッキングがあるかもしれないと聞いています。

まだ決まってないらしいんですが、そこが入ってきたら代理出席をせよというふうに言われておりまして、その場合だけ私抜きでやっていただけるなら全然1月28日でも。

今の時点で固まっている会議ではないので、一応関西本線の協議会か何かの関係ですという話を聞いていまして、これが入るかどうかがまだ分からんと聞いておるもので、もう一本入ると聞いています、会議が。

1月28日に何か入る可能性があるというのをちらっと聞いていて。ただ、今の時点で全然、可能性がある程度にしか言われていないので、その可能性で皆さんのご予定を動かすのもあれなので。

万が一そういうことがあるということをご理解いただければ大丈夫です。

○ 山口智也委員長

例えば2月1日の午後は皆さんいかがでしょうか。

大丈夫ですか。ありがとうございます。

○ 樋口龍馬委員

1回、1月28日の予定を議会事務局の田中さんに一遍聞いたってもらえますか。もしかしてなくなっておるかもしれんもので。消えておれば全然、1月28日でもいいもので。

ごめんなさい、僕も先週末に入るとちょっと聞いたもので。

○ 加納康樹委員

確認だけですみません、ちょっと1月17日が完全に年間予定で本当に失念していてここは大変本当に申し訳ないと思っています。

本当は空けておらなあかんで申し訳ないと思いつつも、今後なんですけど、来年度に向

けて年間予定でこんながありますというのを各委員会、その次回開催予定みたいなどころで、事項書か何かに入れてくれないですか。

あの年間予定表だけ完璧に失念しちゃったので。それが常に理解できるようなことにしておいてくれると見落とすことがないので助かるなということをちょっと。

○ 川合議会事務局主事

事項書のほうに常に表示できていると、今この資料の場所を示しておるところ辺りにあるというようなところでよろしかったでしょうか。

(発言する者あり)

○ 川合議会事務局主事

はい。記載するようにさせていただきます。

(発言する者あり)

○ 山口智也委員長

ああ、そうですね。

そうしたら、すみません。次の項目の……。

(発言する者あり)

○ 山口智也委員長

でも可能性としか分からんで、とにかく2月1日の午後とさせてもらいましょうかね。

(発言する者あり)

○ 山口智也委員長

無理せんと。

2月1日の午後で取りあえず。

(発言する者あり)

○ 山口智也委員長

午後1時半ということで。

皆さんご協力ありがとうございます。2月1日の午後1時半ですね。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

次なんですけれども、11月定例会議会、今の議会報告会、シティ・ミーティングは4常任委員会合同ですので私が出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、ほかの委員さんで出席をご希望の方は議会事務局にその旨お伝えいただきますようお願いいたします。

次に、2月定例会議会の議会報告会、シティ・ミーティングについての場所決めなんですけれども、まず、日程は令和4年3月29日火曜日、18時30分から20時45分です。

場所は、今回は北部ブロック西の中の四郷、下野、保々、三重、神前、県なんですけれども、その中の四郷地区市民センターと県地区市民センターの会場を……。

(発言する者あり)

○ 山口智也委員長

ごめん、四郷と言った。八郷地区市民センターと県地区市民センターの会場を仮予約しております。

どっちかというが一番やってないのが、一番遠いのが八郷地区市民センターということなので、八郷地区市民センターとさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

そうしたら八郷地区市民センターということでさせていただきます。よろしくお願いいたします。

最後に、皆さんこの前もいろいろご提案いただいた行政視察についてなんですけれども、

事務局もいろいろ調べていただきまして、川合さんのほうから説明をしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○ 川合議会事務局主事

事務局、川合でございます。

一応ファイルを資料としてご用意させていただいておりますので、901、行政視察先についてというのをご覧いただけますでしょうか。

いろいろご提案いただきまして、千葉県の香取市ですとか、市原市ですとか、熊本市ですとか、いろいろあたってみたんですが、なかなかちょっと受入れをしていないところがやはり多かったですので、そこはなかなか受入れをしていただけないという状況でございました。

そんな中で受入れしていただけるというお答えをいただいたのが仙台市と釜石市の二つでございます。

行程はまた、詳細決まり次第お示しをさせていただこうと思うんですが、初日に仙台市を視察していただいて、2日目の午後、釜石市、3日目は帰ってくるだけでも大分時間がかかってしまいますので、3日目は移動だけという日程になっております。

以上です。

○ 山口智也委員長

新幹線と在来線で、あと特急で。特急やね、釜石は。

(発言する者あり)

○ 山口智也委員長

ないか。2県なんですけれども、両方とも防災関係ということになってしまったんですけれども、東日本大震災からちょうど10年余りということで、その後の状況なんかもしっかり学びながら南海トラフに備えていきたいという思いもございますので、ぜひこの2県でご了承いただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。そうしたら、また、後刻詳細はお伝えさせていただきます。

本日の予定は全て終了いたしました。以上で終了とさせていただきます。

最後に予算分科会長報告と一般議案の委員長報告については正副にご一任をいただいてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

それでは、これで総務常任委員会を終了いたします。ありがとうございました。

16 : 40 閉議